

## 第3次善通寺市農業・農村基本計画



平成28年3月

香川県善通寺市



## 目 次

<b>第1章 普通寺市農業・農村基本計画策定の趣旨等</b> .....	<b>1</b>
1-1 計画策定の趣旨.....	1
1-2 上位・関連計画.....	2
1 食料・農業・農村基本計画.....	2
2 香川県農業・農村基本計画.....	3
3 第5次普通寺市総合計画.....	4
1-3 計画の位置づけ.....	5
1-4 計画の期間.....	5
<b>第2章 普通寺市農業の現状と課題</b> .....	<b>6</b>
2-1 普通寺市の現況.....	6
1 概要.....	6
2 人口・世帯数の動態.....	7
2-2 農業の現況.....	8
1 農業構造.....	8
2 農業経営.....	15
2-3 地区別の現状.....	19
1 筆岡地区.....	20
2 上郷地区.....	21
3 吉田地区.....	22
4 与北地区.....	23
5 麻野地区.....	24
6 龍川地区.....	25
7 吉原地区.....	26
2-4 普通寺市農業の問題点.....	27
1 農業従事者の高齢化と後継者不足.....	27
2 農業所得、営農意欲の低下.....	27
3 担い手の育成、農地集積・集約化の停滞.....	28
4 耕作放棄地、鳥獣被害等の増加.....	29
5 農業基盤整備等の対応.....	29
2-5 農業を取り巻く社会情勢.....	30
1 担い手への農地集積・集約化、担い手の育成等の推進.....	30
2 農林水産物・食品の高付加価値化等の推進.....	30
3 新品種・新技術の開発・普及.....	31
4 農村の住環境の保全.....	31
5 食文化・食産業のグローバル展開.....	32
6 農業施策の変遷.....	33
2-6 普通寺市農業の主要課題.....	34
1 多様な担い手の育成と確保.....	34
2 生産性、収益性の向上.....	34
3 経営の安定化.....	34
4 農地の保全・活用、農村環境の維持.....	35
<b>第3章 普通寺市農業の将来像と基本目標</b> .....	<b>36</b>
3-1 普通寺市農業が目指すべき方向性.....	36
3-2 普通寺市の農地及び認定農業者の見通し.....	36
3-3 普通寺市農業の将来像・基本目標.....	38
<b>第4章 施策の推進</b> .....	<b>40</b>
4-1 施策の体系.....	40
4-2 単位施策の概要.....	41

基本目標 1 新たな価値を育てる農業づくり.....	41
基本目標 2 普通寺の農業を支える人づくり.....	45
基本目標 3 次世代へと繋がる農村づくり.....	48
4-3 目標値.....	51
<b>第5章 計画の実現に向けて.....</b>	<b>52</b>
5-1 計画の実施と管理.....	52
5-2 計画推進における役割.....	53
1 農業者の役割.....	53
2 農業団体の役割.....	53
3 事業者の役割.....	53
4 消費者の役割.....	53
5 行政の役割.....	53
<b>資料編.....</b>	<b>54</b>

## 第1章 善通寺市農業・農村基本計画策定の趣旨等

---

### 1-1 計画策定の趣旨

---

農業・農村をめぐる情勢は、食の安全・安心への関心の高まりや危機的な食料自給率、農業従事者の減少や高齢化の進行に加え、遊休農地の増加等による農村地域の活力の低下等さまざまな問題に直面しています。

このような課題に対処すべく、農林水産業・地域の活力創造本部において、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定され、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げていくことを目指し、輸出促進、地産地消、食育等の推進をはじめとし、6次産業化の推進、農業構造の改革と生産コストの削減等に取り組むこととしています。

更に、農林水産省では新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、平成27年3月に閣議決定されました。

また、香川県においても平成28年度から平成32年度を目標とした「香川県農業・農村基本計画」が策定され、売れる農産物づくり、戦略的な流通・販売、担い手の育成・確保等の施策に取り組んでいます。

本市においても、平成20年3月に「第2次善通寺市農業基本計画」を策定し、農業労働力の高齢化や農業後継者不足、遊休農地の増加や農地の宅地化等のさまざまな問題に対応し、農業の持続的な発展と農村の振興を図ってきました。

しかしながら、少子高齢化による農業従事者の減少、遊休農地の増加、またTPP交渉等による農産物の一層の自由化、国際競争の激化など農業を取り巻く環境は大きく変化しようとしています。このような状況を踏まえ、善通寺市では新たな農業・農村の在り方を示し、農業施策推進の基本指針として「第3次善通寺市農業・農村基本計画」を策定することとしました。

1-2 上位・関連計画

1 食料・農業・農村基本計画

＜食料・農業・農村基本計画＞  
(平成27年3月31日)  
※概ね5年毎に見直し

食料自給率の目標 (平成37年度)

- 供給熱量(カロリー)ベース総合食料自給率  
平成25年度:39%⇒平成37年度:45%
- 生産額ベース総合食料自給率  
平成25年度:65%⇒平成37年度:73%
- 飼料自給率  
平成25年度:26%⇒平成37年度:40%



基本的な方針

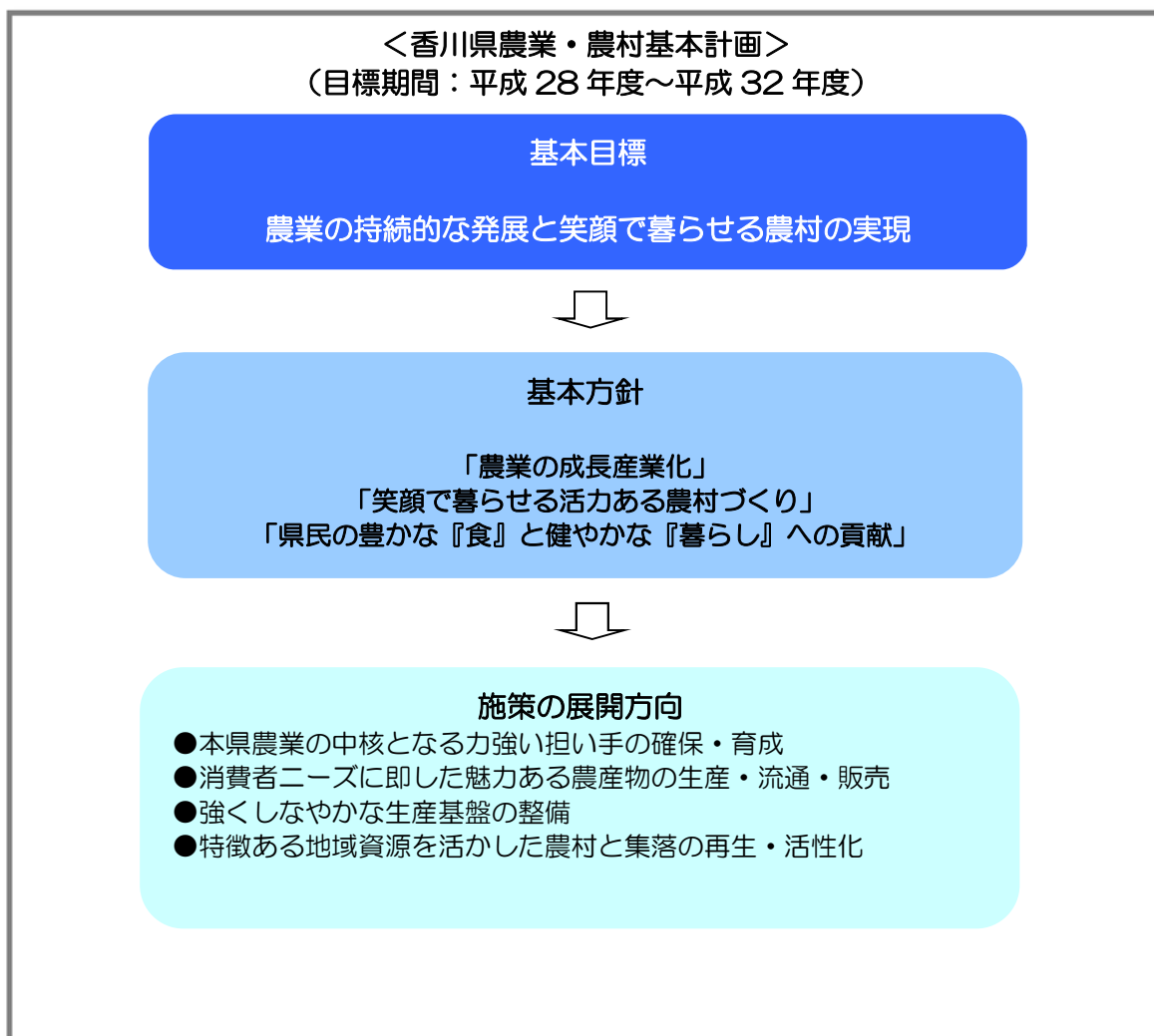
1. 高齢化や人口減少、グローバル化の進展等の情勢変化への対応

- (1) 高齢化や人口減少による食料・農業・農村への影響
- (2) 世界の食料需給等の見通しとグローバル化の進展
- (3) 消費者ニーズと食をめぐる課題の多様化
- (4) 農業を支える担い手など農業・農村の構造の変化
- (5) 農業・農村の多様な可能性
- (6) 東日本大震災からの復旧・復興の状況

2. 農業や食品産業の成長産業化と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する施策展開

- (1) 基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保
- (2) 食料の安定供給の確保に向けた国民的な議論の深化
- (3) 需要や消費者視点に立脚した施策の展開
- (4) 農業の担い手が活躍できる環境の整備
- (5) 持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開
- (6) 新たな可能性を切り拓く技術革新
- (7) 農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出

## 2 香川県農業・農村基本計画



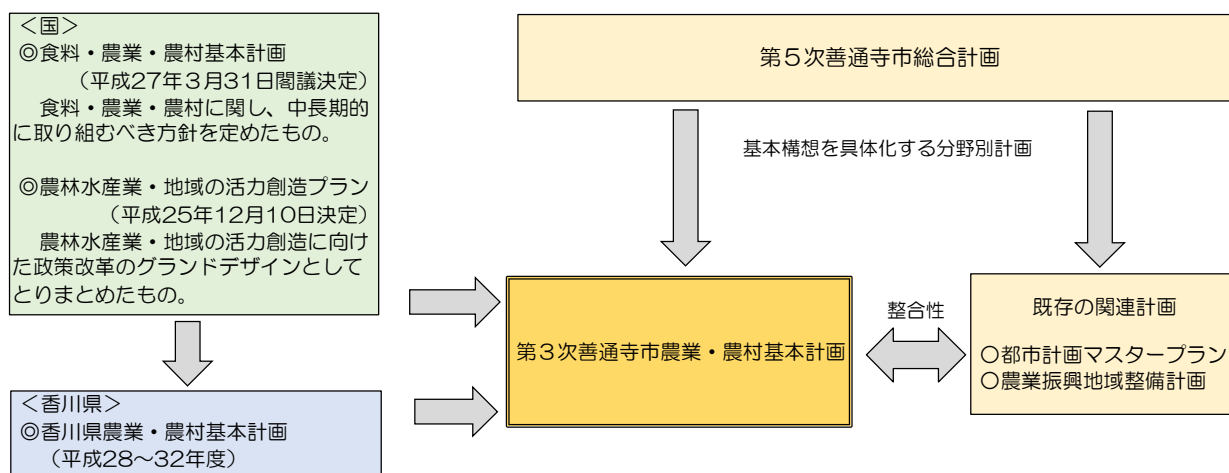
3 第5次普通寺市総合計画





### 1-3 計画の位置づけ

本計画は、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」や香川県の「香川県農業・農村基本計画（平成28～32年度）」を踏まえ、本市の最上位計画である「第5次善通寺市総合計画」の農業分野の個別計画として施策を具体化するものであり、総合計画に示された新しいまちづくりのための戦略や将来ビジョンについて、「農業」を中心とした視点から実現を図るものです。このため、今後の農業及び農村振興の基本計画として位置づけるとともに、都市計画分野等の関連計画と連携・協調を図りながら、計画の推進にあたります。

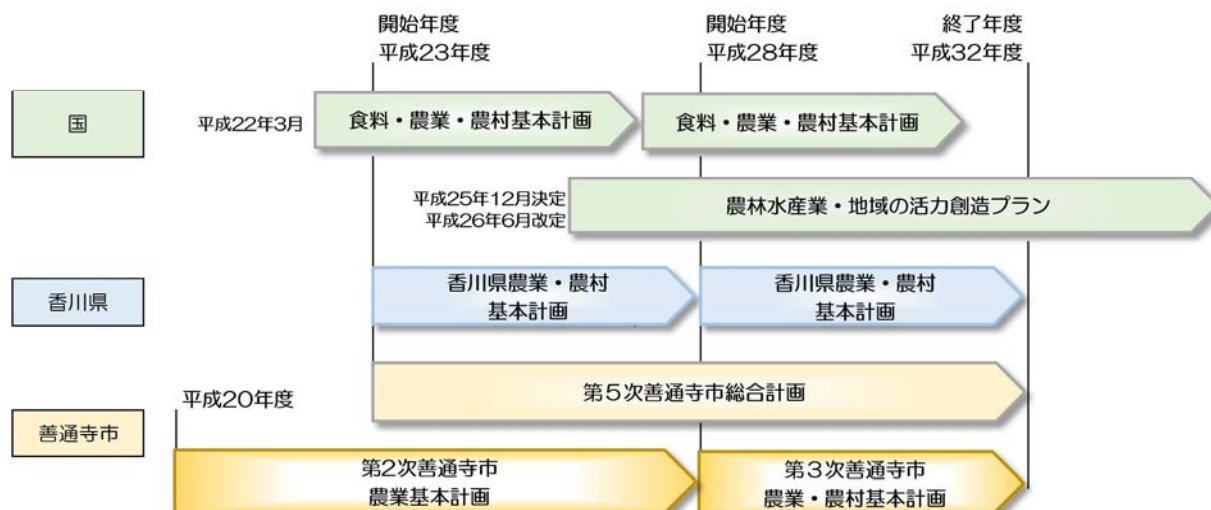


### 1-4 計画の期間

国や香川県の政策、市の関連計画との整合を図りながら、本市独自の農業政策を展開するため、対象者、計画期間を以下のとおり設定しました。

○対象者：農業の振興にかかわる農業者及びすべての関係機関とします。

○計画期間：本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を目安としますが、10年程度を見通した将来ビジョンを描き、おおむね5年程度で見直すこととします。



## 第2章 普通寺市農業の現状と課題

### 2-1 普通寺市の現況

#### 1 概要

本市は、香川県の西北部に位置し、南を琴平町、まんのう町、北を丸亀市、多度津町、西を三豊市に隣接する中讃地域の中核都市です。地形は平坦ですが、南に大麻山、西に五岳の山々を控え、東と北には平地が開けて讃岐平野に続いており、平地部を金倉川、弘田川が南北に貫流しています。

市街地は、総本山普通寺からの拡がりをもって形成されており、中心部には陸上自衛隊が駐屯するほか、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センター等の公共機関が多く立地し、独特な市街地を構成しています。

市内には、国道11号が東西に、国道319号が南北に走っており、市の北部で交差しています。また、国道319号と平行するようにJR土讃線が走り、普通寺駅、金蔵寺駅があります。市の北部には、四国横断自動車道が国道11号と平行するように東西に走っており、同自動車道の普通寺インターチェンジは、本市はもとより中讃エリアの陸上交通の拠点機能の一翼を担っています。

なお、本市の過去10年間（H16～H25）の年平均気温は16.6℃、平均年間降水量は1,161.7mmです。



図 2-1 普通寺市位置図

## 2 人口・世帯数の動態

本市の人口は、平成2年から平成22年にかけて減少しており、平成22年の人口は、平成2年と比較して約12%減少しています。

世帯数は、平成2年から平成17年にかけて増加していましたが、平成22年には減少に転じています。

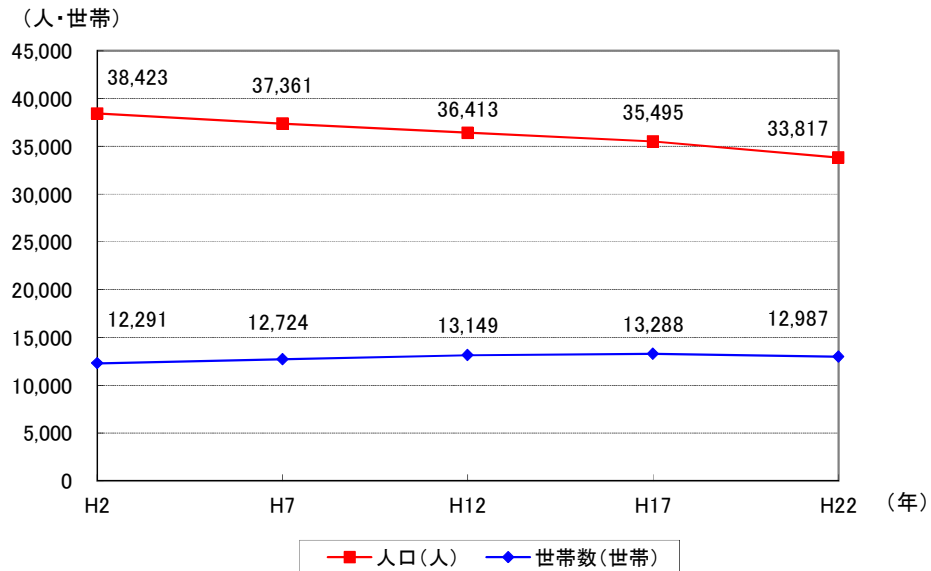
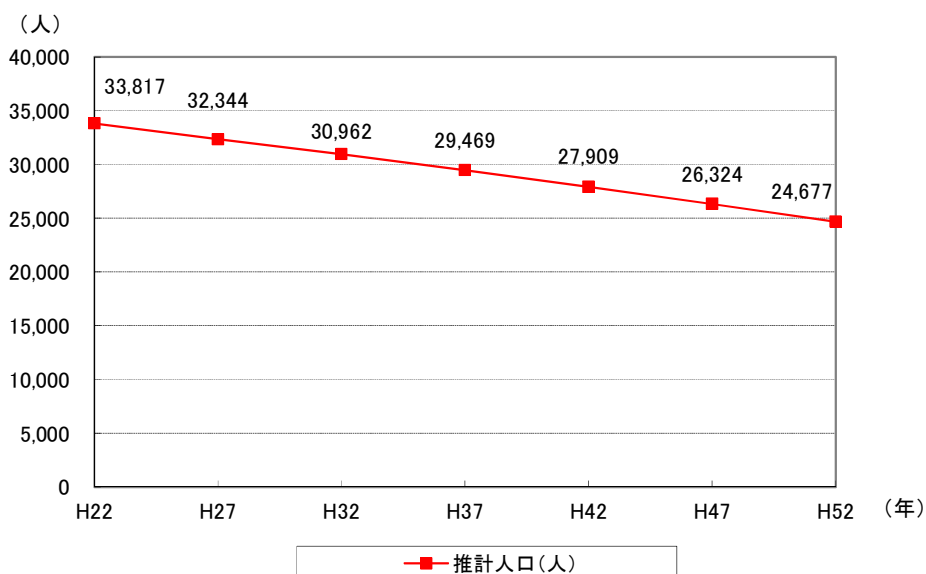


図 2-2 人口・世帯数の推移（出典：国勢調査）

国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）によると、本市の将来推計人口は、今後も減少が続き、平成52年（2040年）には、約25,000人になると想定されています。



※平成22年は、国勢調査における実績値です。

図 2-3 将来推計人口（出典：国立社会保障・人口問題研究所）

## 2-2 農業の現況

### 1 農業構造

#### (1) 農家数

本市の総農家数は、年々減少しており、平成2年と比較して平成27年には約6割程度に減少しています。

平成27年の販売農家数は、755戸で、平成22年と比べて僅かに増加しているものの、平成17年と比較すると約43%減少しています。

販売農家の内訳では、第2種兼業農家の割合が約6割を占めており、専業農家の占める割合は、約4割となっています。

その一方で、自給的農家は増加傾向にあったものの、平成27年には減少に転じています。

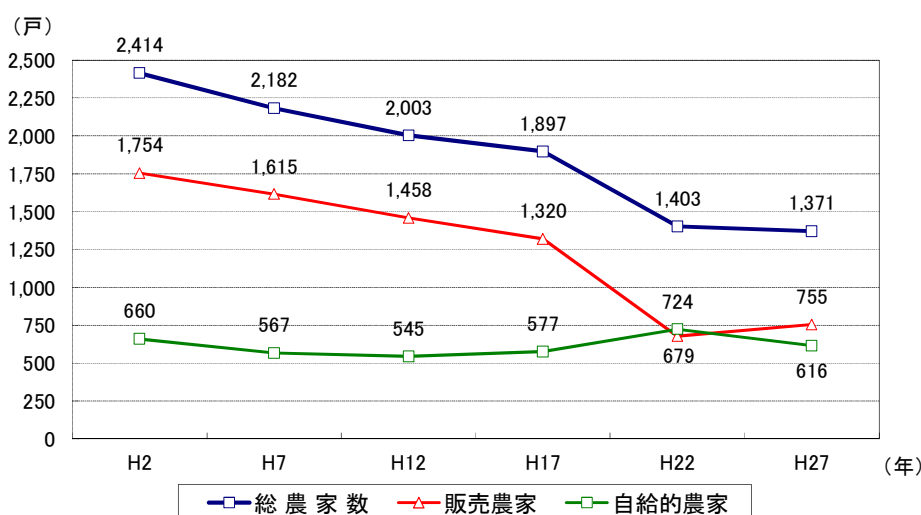


図 2-4 農家数の推移 (出典：農林業センサス)

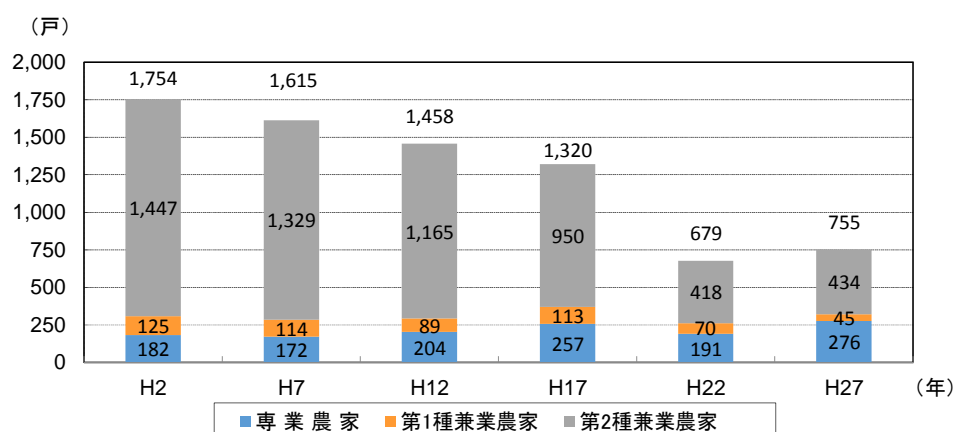


図 2-5 販売農家内訳の推移 (出典：農林業センサス)

※平成12年度の農林業センサスより、これまで販売農家、自給的農家とも同じ調査表を使用した調査方法が変更され、自給的農家の調査項目が大幅に削減されました。これに伴い、詳細調査項目については、平成12年度以降は、販売農家の調査結果のみとなっています。

販売農家と自給的農家は以下のとおり位置付けられています。

- ・販売農家 (経営耕地面積 30a 以上又は農産物販売金額 50 万円以上の農家)
- ・自給的農家 (経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額 50 万円未満の農家)

地区別にみると、専業農家が最も多いのは、龍川地区です。また、第1種兼業農家及び第2種兼業農家が最も多いのは、筆岡地区です。

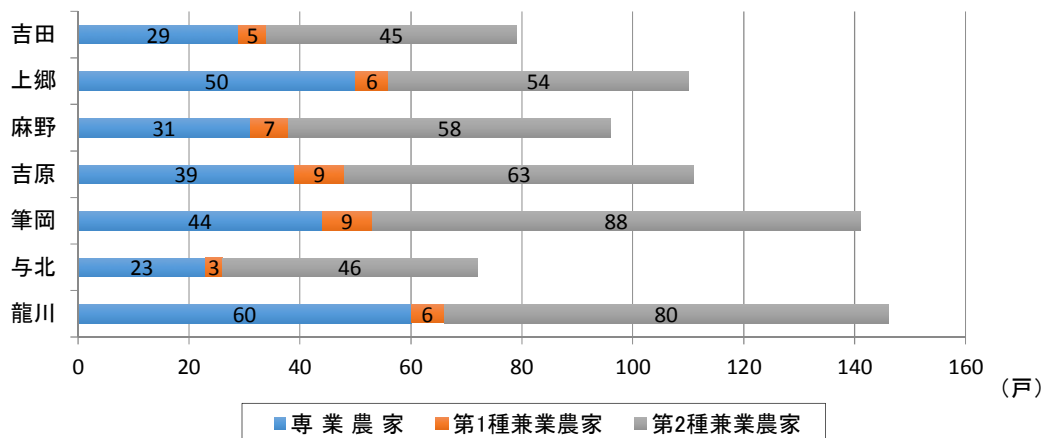


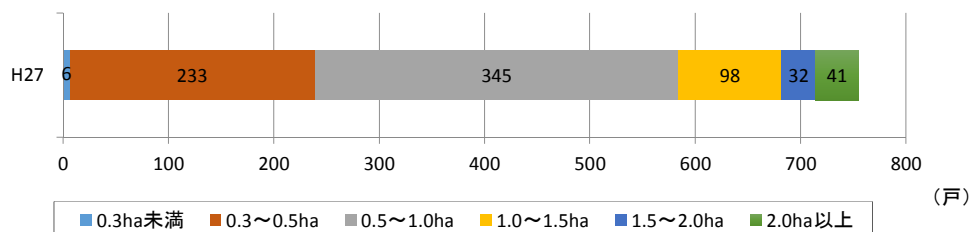
図 2-6 地区別販売農家数（出典：2015年農林業センサス）

※販売農家

- ・専業農家：世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家
- ・第1種兼業農家：農業所得を主とする兼業農家
- ・第2種兼業農家：農業所得を従とする兼業農家

(2) 経営耕地面積規模別農家（販売農家）数

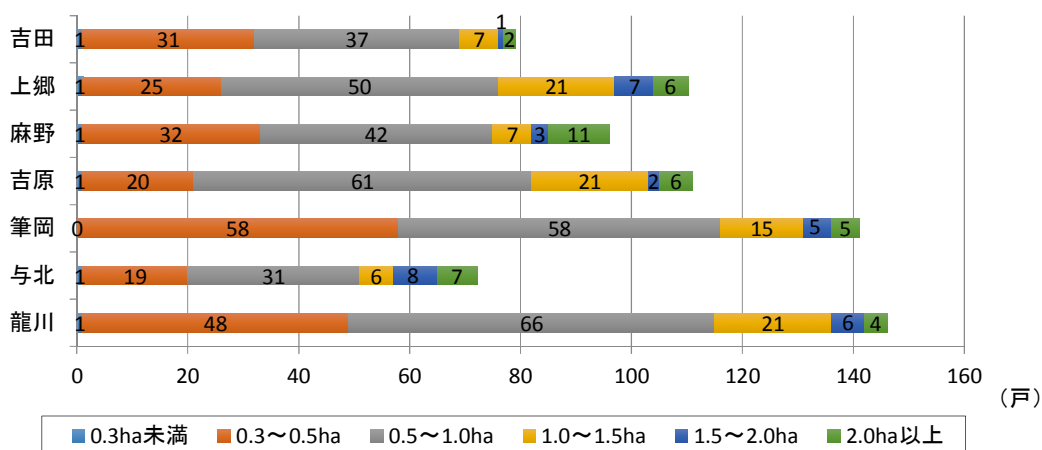
平成27年における本市の経営耕地面積規模別農家数は、0.5～1.0haの農家が約46%を占め、一番多くなっており、次いで0.3～0.5haの農家となっています。



※販売農家数における数値です。また、「経営耕地なし」は、「0.3ha 未満」に含めています。

図 2-7 経営耕地面積規模別農家数の推移（出典：2015 年農林業センサス）

地区別にみると与北、全ての地区で 0.5～1.0ha の農家が一番多くなっています。なお、筆岡地区は、0.3～0.5ha の農家も同数となっています。



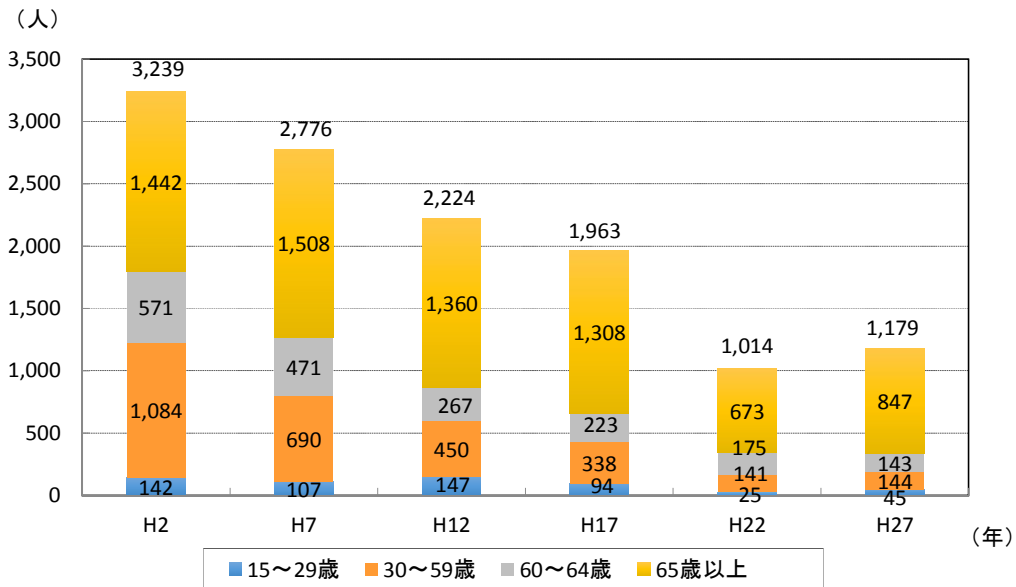
※販売農家数における数値です。また、「経営耕地なし」は、「0.3ha 未満」に含めています。

図 2-8 地区別経営耕地面積規模別農家数（出典：2015 年農林業センサス）

### (3) 農業就業人口

平成 27 年の本市の農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員数-販売農家-）は、1,179 人で、平成 22 年と比べて僅かに増加しているものの、平成 17 年と比較すると約 40% 減少しています。

平成 27 年の農業就業人口を年齢階層別にみると、65 歳以上が約 72%を占め、一番多くなっており、高齢化が進んでいる状況です。



※平成 12 年より、農業就業人口は販売農家のみの数値となっています。

図 2-9 農業就業人口の推移（出典：農林業センサス）

地区別にみると、すべての地区で 65 歳以上の就業者数が約 7 割程度となっています。なお、吉原地区では、65 歳以上の割合が約 74%となっており、一番高くなっています。

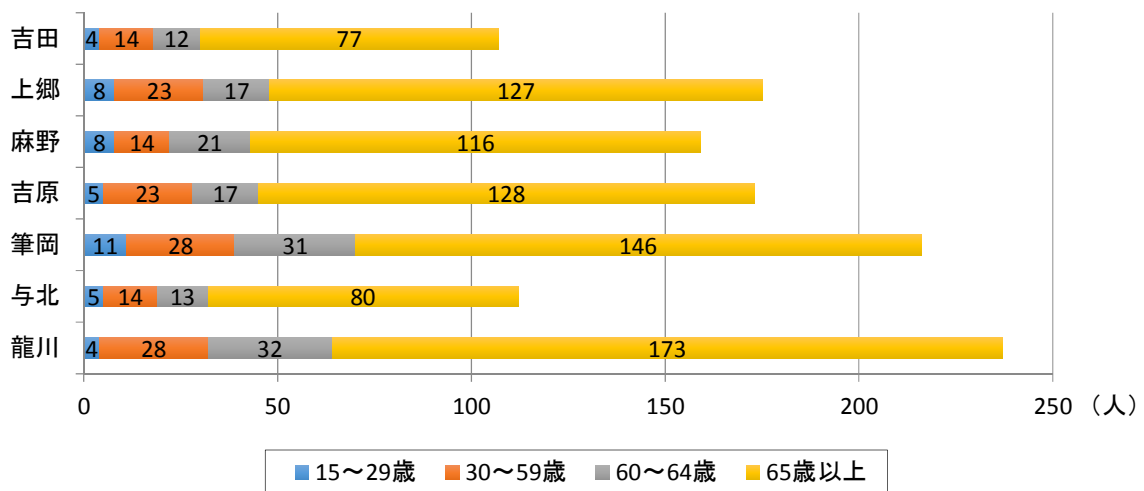
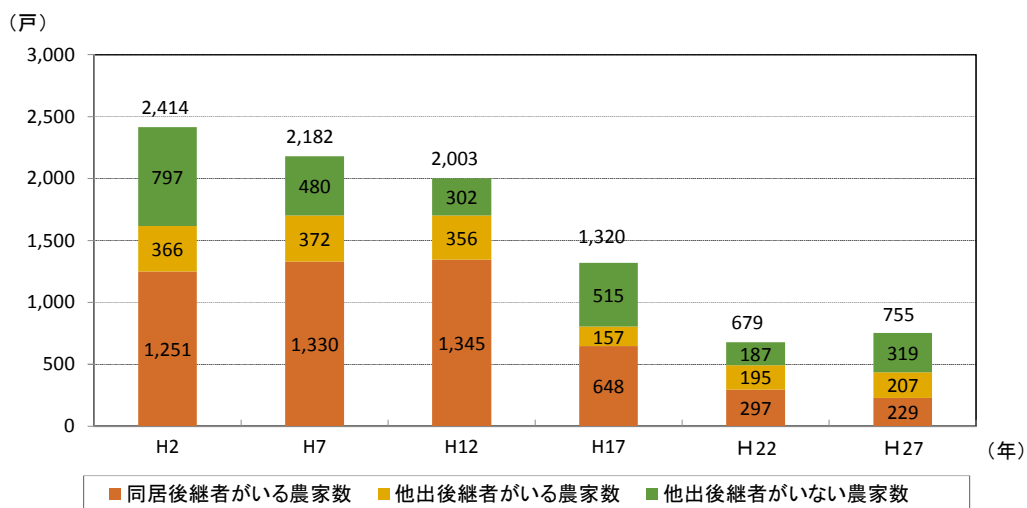


図 2-10 地区別農業就業人口（出典：2015 年農林業センサス）

(4) 後継者の状況

同居後継者がいる農家数は、平成12年までは増加していましたが、平成17年以降は減少傾向にあります。

平成27年の後継予定者の状況を見ると、同居後継者がいる農家は229戸で、市全体販売農家数の約30%となっています。



※平成12年までは総農家における数値であり、平成17年以降は、販売農家における数値となっています。

図2-11 後継者の推移（市総数）（出典：農林業センサス）

地区別にみると、与北、筆岡、吉原、麻野、上郷、吉田地区において、後継者がいない割合が概ね4割以上となっており、中でも吉原地区は47.7%と一番高くなっています。

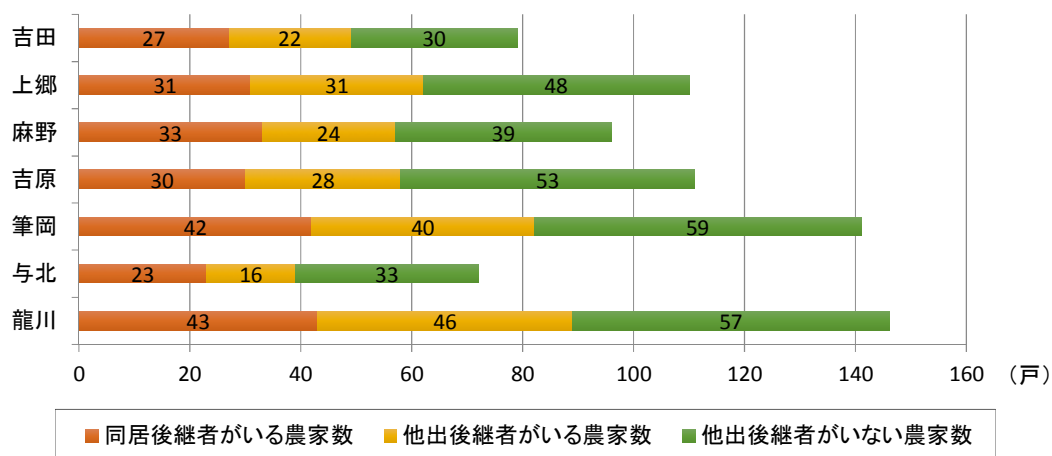


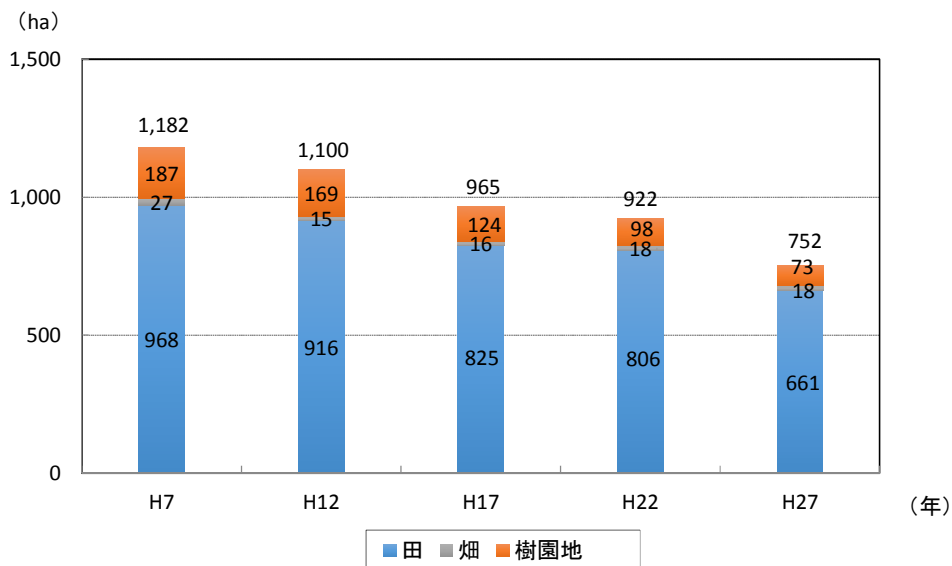
図2-12 地区別後継者の状況（出典：2015年農林業センサス）



(5) 経営耕地面積

本市の経営耕地面積は、年々減少しており、平成7年と比較して平成27年には430ha減少しています。

なお、内訳としては田が最も多く、次いで樹園地、畑の順となっています。



※農業経営体における数値です。

図 2-13 経営耕地面積の推移（出典：農林業センサス）

※農業経営体

ア：経営耕地面積が30a以上の規模の農業

イ：農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

- ① 露地野菜作付面積 15 a
- ② 施設野菜栽培面積 350 m<sup>2</sup>
- ③ 果樹栽培面積 10 a
- ④ 露地花き栽培面積 10 a
- ⑤ 施設花き栽培面積 250 m<sup>2</sup>
- ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
- ⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭
- ⑧ 豚飼養頭数 15 頭
- ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
- ⑩ プロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
- ⑪ その他：調査期日前1年間における農業生産物の総販売額 50万円に相当する事業の規模

ウ：農作業の受託の事業

(6) 遊休農地・耕作放棄地の状況

平成 27 年の農林業センサスによると、耕作放棄地のある農家数は 406 戸で、市全体総農家数 1,371 戸の約 30%を占めています。耕作放棄地の面積は 189ha で、平成 22 年と比較すると、35ha 増加しています。

一方、農業委員会が毎年、農地の利用（耕作）状況を調査しており、平成 26 年の荒らし作りと呼べる農地（遊休農地）は 18ha でした。近年では、減少傾向にありますが、継続的な対策を講じる必要があります。

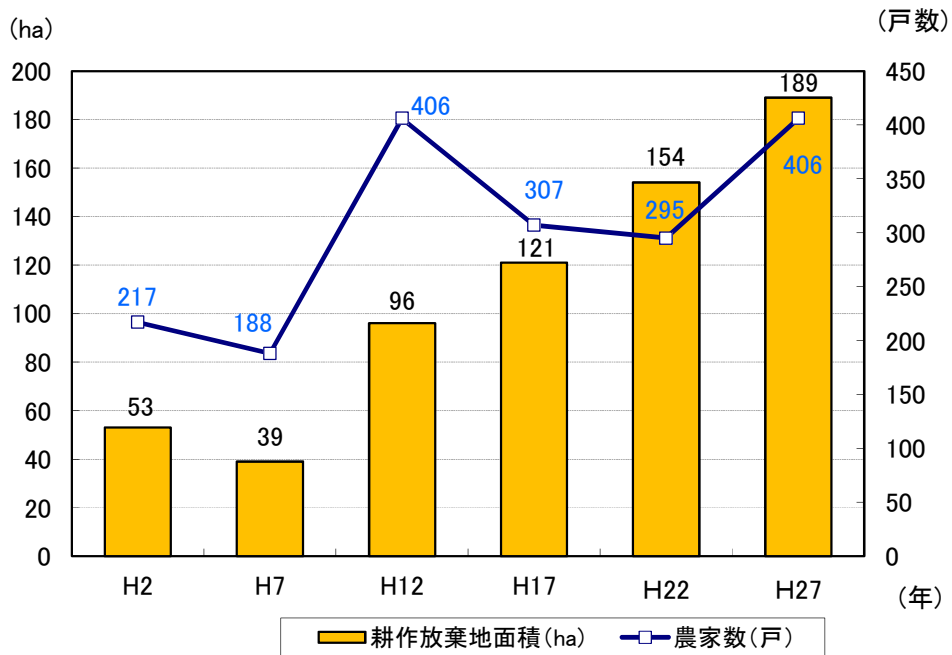


図 2-14 耕作放棄地のある農家数（総農家）と耕作放棄地面積の推移

（出典：農林業センサス）

※「耕作放棄地」とは、農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語です。

「遊休農地」とは、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地又はその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地で、遊休農地である旨の通知をした農地法上の法令用語です。

表 2-1 農業委員会実態調査による遊休農地の推移

	件数	面積(ha)
H22	344	28
H23	421	34
H24	316	24
H25	269	22
H26	215	18

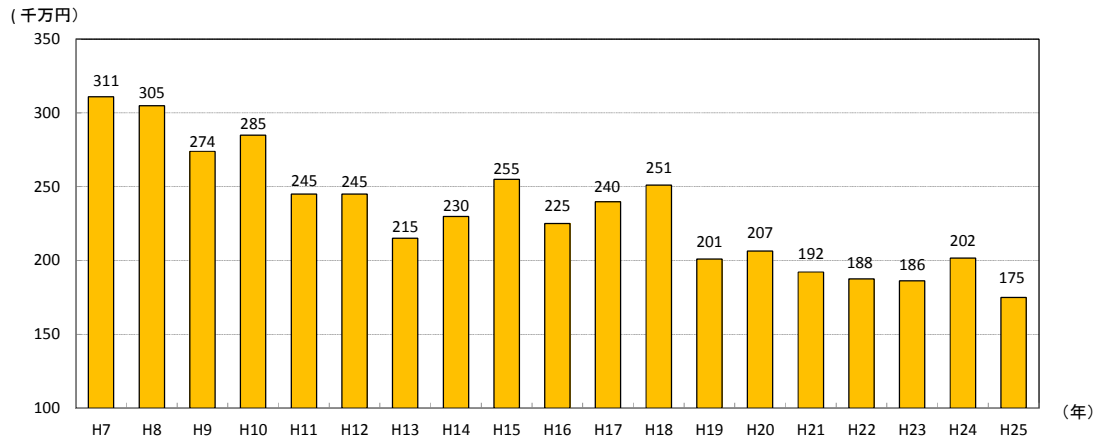
（データ提供：農業委員会）

上記の表における面積は、農業委員が目視によって現地を確認し、職員によるフォローアップ調査を実施した上で、荒廃農地と判断した農地の面積です。

## 2 農業経営

### (1) 農業産出額

本市の農業産出額は平成7年には31億1千万円でしたが、年々減少傾向にあり、平成25年には、今までで最も低い17億5千万円まで減少しています。



※H19年以降は、一部の作目の産出額が不明となっています。

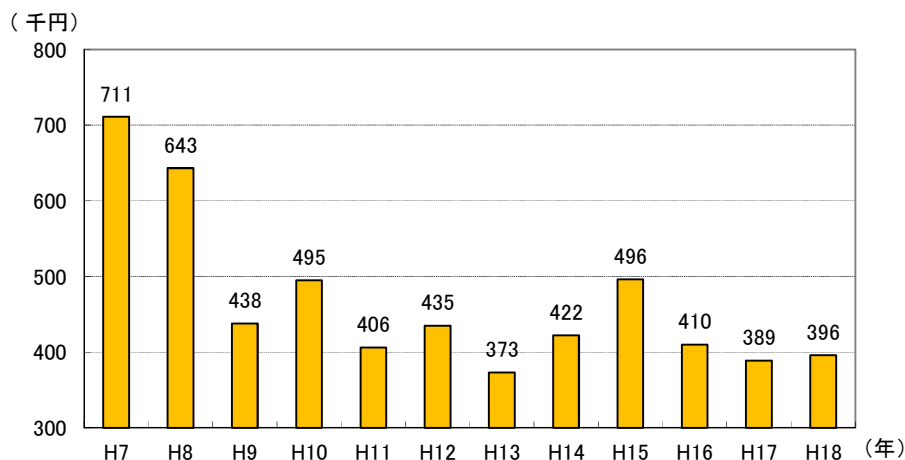
図2-15 農業産出額の推移

(出典：中国四国農政局高松統計・情報センター「香川農林水産統計年報」[H7～H18]、普通寺市産業振興部農林課資料 [H19～H25])

### (2) 農家1戸当たり生産農業所得推移

本市の農家1戸当たり生産農業所得は平成7年には約71万円でしたが、平成9年には約44万円と減少し、平成9年以降は50万円に届いてない状況です。

なお、平成25年の民間平均給与所得は約227万円となっており、本市の農家1戸当たり生産農業所得は、この金額と比較するとかなり低い数字であるといえます。



※平成19年以降は市町毎の数字は公表されていません。

平成25年の民間平均給与所得は、国税庁が実施した民間給与実態統計調査（平成26年9月）における民間平均給与の約414万円から独自に算出しました。

図2-16 農家1戸当たり生産農業所得の推移（出典：生産農業所得統計）

(3) 組織形態別経営体数

平成 27 年における本市の農業経営体を組織形態別で見ると、法人化している経営体は 13 経営体、法人化していない経営体は 761 経営体となっており、法人化している経営体は全体の 1.7%程度です。平成 22 年と比較すると、法人化している経営体は、僅かに増加し、法人化していない経営体は大きく増加しています。

表 2-2 組織形態別経営体数の推移

単位：経営体

	経営体数	法人化している					地方公共団体・財産区	法人化していない	個人経営体
		計	農事組合法人	会社	各種団体	その他の法人			
H12	経営体数	6	6	0	0	6	0	0	0
	構成比(%)	—	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	—	—	0.0%
H17	経営体数	1,331	7	0	6	1	0	1,324	1,322
	構成比(%)	100.0%	0.5%	0.0%	0.5%	0.1%	—	—	99.5%
H22	経営体数	703	12	1	9	2	0	691	684
	構成比(%)	100.0%	1.7%	0.1%	1.3%	0.3%	—	—	98.3%
H27	経営体数	774	13	5	8	0	0	761	760
	構成比(%)	100.0%	1.7%	0.6%	1.0%	—	—	—	98.3%

※「会社」の内訳は、「株式会社」「有限会社」「合名・合資会社」「相互会社」です。

※「各種団体」の内訳は、「農協」「森林組合」「その他の各種団体」です。

(出典：農林業センサス)

なお、平成 27 年 4 月時点における本市の認定農業者数は、57 経営体（香川県における認定農業者数は 1,679 経営体）となっており、平成 22 年 4 月時点の 51 経営体と比較して、少し増加しています。

(4) 品目別農業産出額

○米・麦

本市の品目別農業産出額については、米は産出額が年々減少している状況であり、麦は、ほぼ横ばい状態です。

なお、平成 9 年に独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センターにおいて、モチ麦の品種改良に成功し、普通寺にゆかりの弘法大師にちなんで「ダイシモチ麦」と名付けられた大麦の生産に、本市では力を入れており、平成 24 年には約 300kg であった収穫量が平成 26 年には約 22,000kg にまで増加しています。



ダイシモチ麦

また、収穫されたダイシモチ麦は、焼酎、コロッケ、うどん、パンなど約 20 種類の製品に使用されています。

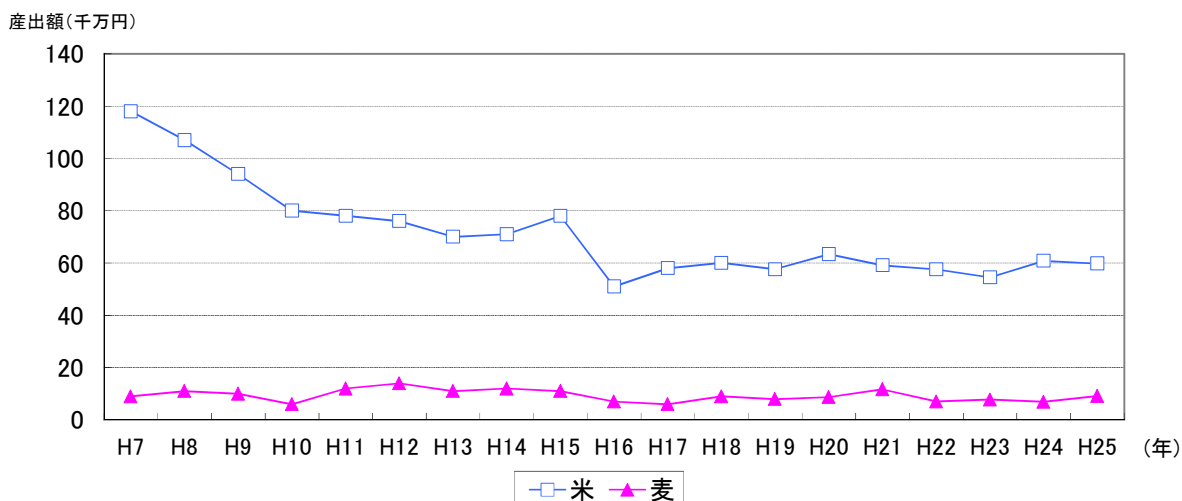


図 2-17 米・麦の産出額の推移  
 (出典：中国四国農政局高松統計・情報センター「香川農林水産統計年報」[H7～H18]、  
 普通寺市産業振興部農林課資料 [H19～H25])

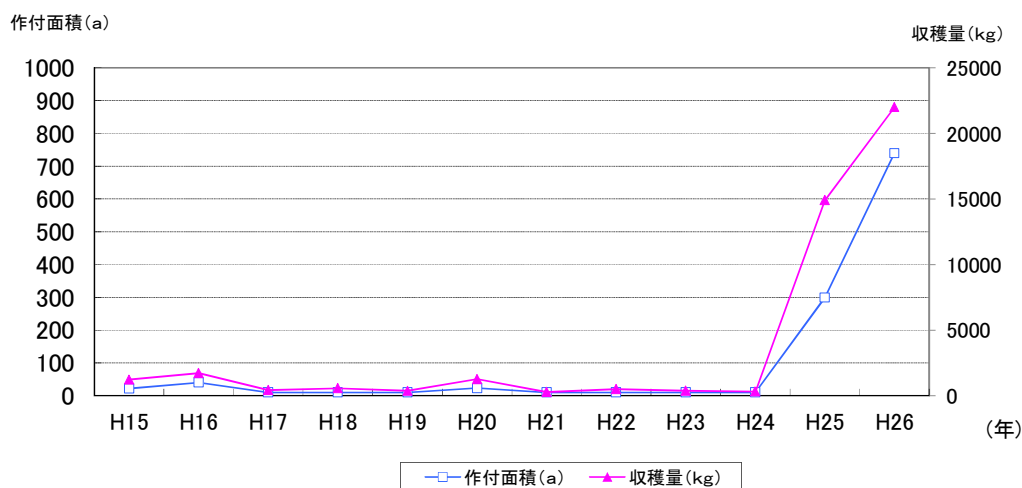


図 2-18 ダイシモチ麦の作付面積、収穫量の推移  
 (出典：普通寺市産業振興部農林課資料)

○野菜等

野菜等については、レタスの産出額が他の品目に比べ多いですが、10年前より減少している状況です。近年、ねぎの産出額が増加していますが、みかん、にんにく、たまねぎ等は、10年前と比較すると産出額が減少しており、その他の品目はほとんど変化がみられない状況です。

また、吉原地区、上郷地区の山間地区を中心に、キウイフルーツが栽培されており、香川県の高品質特産品（Kブランド）である「香緑」や香川県オリジナル品種である「さぬきゴールド」を中心に良質で評価の高いものを生産しています。

筆岡地区では観賞用のスイカとして四角スイカが栽培されており、百貨店や大手青果店からの需要があり、本市の特産品となっています。近年では海外にも輸出されています。

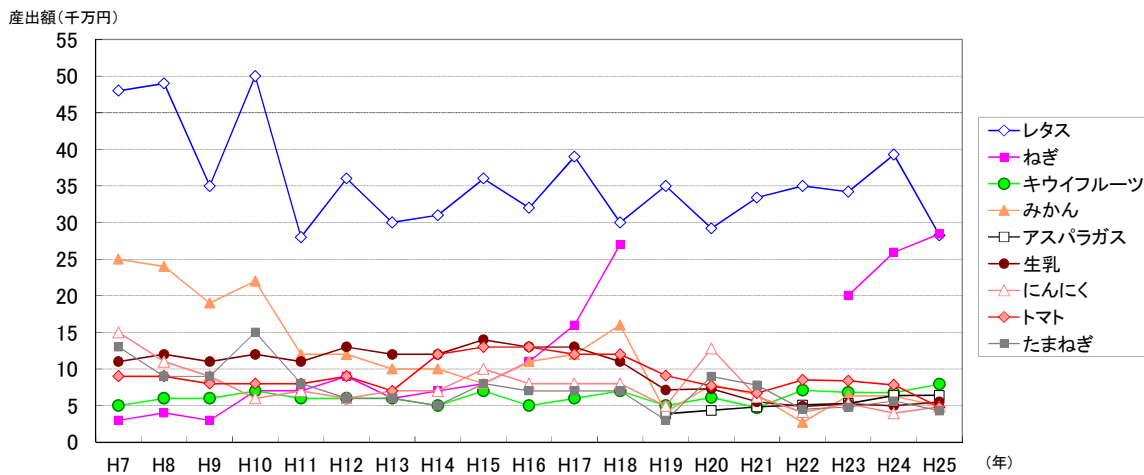
第2章 普通寺市農業の現状と課題



キウイフルーツ（香緑）



四角スイカ



※ねぎ、みかん、アスパラガスは数値不明を含んでいます。

図 2-19 野菜等の産出額の推移

(出典:中国四国農政局高松統計・情報センター「香川農林水産統計年報」[H7~H18]、普通寺市産業振興部農林課資料 [H19~H25])



図 2-20 普通寺市農作物マップ

### 2-3 地区別の現状

本市を7つの地区に分け、各地区の農業の特徴について整理するとともに、地区毎に開催した懇談会での意見について整理しました。



図 2-21 地区の分割図

1 筆岡地区

			
			
町名	中村町、弘田町		
経営耕地面積※	113ha (販売農家)		
販売農家数※	141戸 (156戸：2010年)	専業農家：44戸 第1種兼業農家：9戸 第2種兼業農家：88戸	
認定農業者	個人：8人、法人：0法人 (平成27年7月1日時点)		
特定農業団体加入戸数	126戸		
主な作物	米、麦、レタス、キク、四角スイカ		
主な農業施設	真空予冷庫	JA筆岡出張所	
主な農業生産基盤整備			
主な農用地保全整備	ため池整備	瓢箪池 (H15) 瓢箪池 (H16)、瓢箪池2号 (H16)	
主な環境整備	水辺環境整備	蛭子湧 (出水) (H18) 瓢箪池 (H15)	
地区の現状	本市の中で販売農家における経営耕地面積が最も大きい地区であり、また、レタス作りに土地風土が適していたことから、レタス作りが盛んに行われるようになったレタス栽培発祥の地です。近年、農業従事者の高齢化に伴い、定植機や自動包装機などの導入によって作業の省力化が図られていますが、栽培面積は減少傾向にあります。また、キクや四角スイカの栽培の中心地区です。		
地区懇談会での主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人化は、皆が持たれ合いになるような気がするから機械を大きくし、農業を営むというのは難しいのではないかと。まず小さな組織からでもやっていくという手法が良いのではないかと。</li> <li>・自分で投資をして法人化をするという考えより、土地を資本の代わりとし、提供（貸与）するという人が多いと思う。</li> </ul>		

※出典：2015年農林業センサス



2 上郷地区

			
			
町名	善通寺町		
経営耕地面積※	100ha (販売農家)		
販売農家数※	110戸 (115戸:2010年)	専業農家: 50戸 第1種兼業農家: 6戸 第2種兼業農家: 54戸	
認定農業者	個人: 7人、法人: 0法人 (平成27年7月1日時点)		
特定農業団体加入戸数	73戸		
主な作物	米、麦、みかん、採種たまねぎ、キウイフルーツ、にんにく、畜産物		
主な農業施設	果樹共同栽培管理施設	上郷地区	
主な農業生産基盤整備	県営畑地帯総合土地改良事業 ほ場整備	灌漑、防除共同利用施設 上郷西部地区(23.2ha)、北原地区(18.0ha)、池下地区(7.6ha)	
主な農用地保全整備	ため池整備	古池(H14)、西谷池(H14)、東谷下池(H15)、菖蒲池(H16)、恵池(H17)、下川池(H18)、東砂池(H18)	
主な環境整備	水辺環境整備事業	善通寺大池(H18)	
地区の現状	昭和59年頃からほ場整備が盛んに行われ、水田の約3分の2が完了しています。そのため、農業機械の大型化が比較的進んだ地域です。農作物は水田地帯では米、麦、にんにく、たまねぎ、山間部ではみかん、キウイフルーツなどの栽培が盛んな地域です。また、近年ではシタス、ネギ、採種たまねぎなどの栽培も盛んに行われています。		
地区懇談会での主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人化しても、収入が得られ安定した経営ができるかが問題であり、収入がなければ若い人も参加しないし、続かない。単に田を集めるということだけではいけない。</li> <li>・法人化すれば、オペレーターに日当も必要であり、赤字になるのではないか。4~5人だけでやればできるかもしれないが、共同で多くが取り組むというのは考えられない。</li> <li>・軽トラ市をやったらどうか。農家の親睦にも繋がる。</li> </ul>		

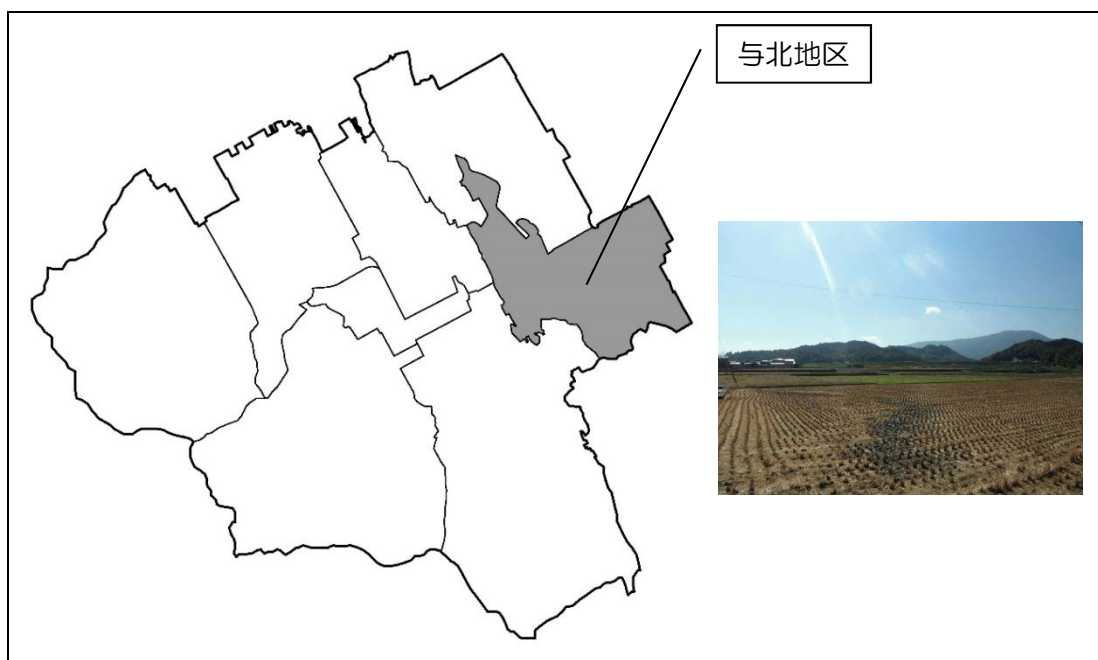
※出典：2015年農林業センサス

3 吉田地区

		
		
町名	上吉田町、下吉田町、稲木町	
経営耕地面積※	53ha（販売農家）	
販売農家数※	79戸 (51戸：2010年)	専業農家：29戸 第1種兼業農家：5戸 第2種兼業農家：45戸
認定農業者	個人：3人（市外1人含む）、法人：0法人 (平成27年7月1日時点)	
特定農業団体 加入戸数	120戸	
主な作物	米、麦、レタス、にんにく	
主な農業施設	残渣処理装置、予冷庫	J A普通寺支店
主な農業生産 基盤整備		
主な農用地保 全整備	ため池改修	三八池（H18）
主な環境整備	水辺環境整備事業	榎之木湧（出水）（H19、20）
地区の現状	<p>本市の中で、販売農家における経営耕地面積が最も小さい地区で、かつては米、麦、レタス、にんにくなどの栽培が盛んに行われていましたが、近年では市街地に近いこともあって農地の宅地転用が盛んに行われ、農地が減少傾向にあります。</p> <p>個人で休耕田を活用して「田んぼアート」を手掛けている人もおり、地域の交流に役立っています。</p>	
地区懇談会 での主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の収益が下がるようでは、若い人も農業をやらない。いかに、農業所得を上げるかである。</li> <li>・法人化すればこのように儲けることができるといった説明をする必要である。</li> <li>・普通寺市には農業研究センターがあるのに、市との連携が不十分でないか。</li> </ul>	

※出典：2015年農林業センサス

4 与北地区



町名	与北町	
経営耕地面積※	71ha (販売農家)	
販売農家数※	72戸 (56戸：2010年)	専業農家：23戸 第1種兼業農家：3戸 第2種兼業農家：46戸
認定農業者	個人：9人、法人：4法人 (平成27年7月1日時点)	
特定農業団体加入戸数	161戸	
主な作物	米、麦、たまねぎ、ネギ、にんにく、レタス、畜産物	
主な農業施設	—	—
主な農業生産基盤整備	河川応急	転倒堰 一式
主な農用地保全整備	ため池整備	谷内池 (H14) 谷内上池 (H18)
主な環境整備	水辺環境整備	谷内池 (H14)、中出水 (H17)
地区の現状	農作物は米、麦のほか、たまねぎ、にんにくの栽培が盛んに行われていましたが、近年では麦、たまねぎ、にんにくは減少し、レタスを中心にネギ、小松菜、ほうれん草などの軟弱系の野菜栽培が盛んに行われるようになってきています。	
地区懇談会での主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20haを超えて農地を預かっているが、助成金が20haで打ち切りとなっている。</li> <li>・大きな団体になるための指導があることは理解できるが、小さな団体、個人等が生き残っていくためには、どうすればよいのか指導はしてくれるのか。</li> <li>・地域の農家を守るためJAが中心となり経営母体となって組織され、作業委託や地元の農家がふれあい市へ作物を出せられるように経営指導をしている「横浜方式」があるが、香川県でも検討できないか。</li> </ul>	

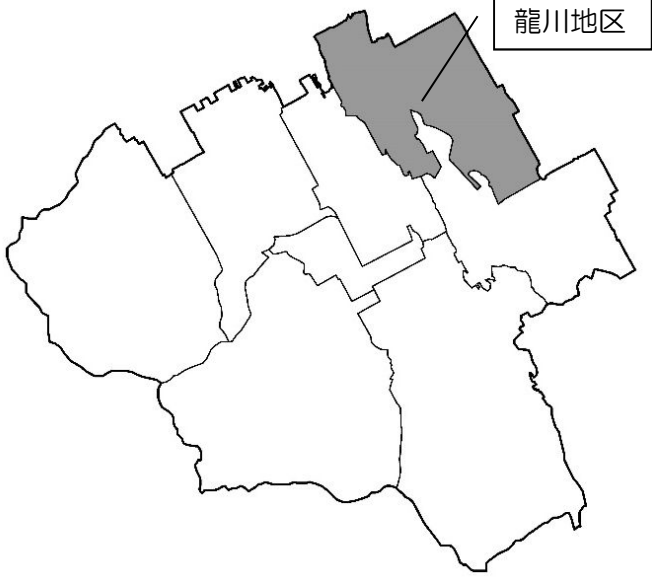


※出典：2015年農林業センサス

5 麻野地区

  		
町名	榎梨町、生野町、大麻町、生野本町	
経営耕地面積※	91ha（販売農家）	
販売農家数※	96戸 (98戸：2010年)	専業農家：31戸 第1種兼業農家：7戸 第2種兼業農家：58戸
認定農業者	個人：7人、法人：3法人（平成27年7月1日時点）	
特定農業団体加入戸数	141戸	
主な作物	米、麦、たまねぎ、にんにく、レタス、ネギ	
主な農業施設	予冷库	J A麻野出張所
主な農業生産基盤整備	ほ場整備	榎梨地区(5.7ha)、栗野地区(3.1ha)、下川原地区(4.7ha)、下新田地区(3.1ha)
主な農用地保全整備	ため池整備	栗野池(H15)、熊ヶ池(H16) 総壇池(H16)
主な環境整備	水辺環境整備事業	地蔵池(H16) 吉岐の湧(出水)(H14)
地区の現状	水田地帯の一部ではほ場整備も完了し、米・麦を中心に露地野菜(たまねぎ、にんにく、レタス)の栽培が盛んに行われてきましたが、近年はたまねぎ、にんにくなどの栽培は減少傾向にあり、代わってレタス、ネギ、小松菜などの軟弱系の野菜栽培が盛んになってきています。また、榎梨町ではダイシモチ麦の栽培が盛んです。	
地区懇談会での主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者が一番の問題と思う。30歳代、40歳代はおらず、20歳代が少しいる程度である。後継者が地元におらず、県外にいるため様々な話ができない。</li> <li>・個人でやればいくらの収益、法人化すればいくらの収益といったメリット等を説明して欲しい。</li> <li>・法人化のメリットは聞いたことがあるが、デメリットについても教えて欲しい。</li> </ul>	

※出典：2015年農林業センサス

6 龍川地区

		
		
町名	金蔵寺町、原田町、木徳町	
経営耕地面積※	111ha（販売農家）	
販売農家数※	146戸 (82戸：2010年)	専業農家：60戸 第1種兼業農家：6戸 第2種兼業農家：80戸
認定農業者	個人：6人、法人：1法人（平成27年7月1日時点）	
特定農業団体加入戸数	196戸	
主な作物	米、麦、ミニトマト、アスパラガス、ブロッコリー、畜産物	
主な農業施設	良質麦生産栽培管理機械 施設園芸栽培管理施設 転作物加工処理施設、 予冷庫	宮営農集団（トラクター、刈払機他 8ha） 龍川地区 養液栽培施設他 0.5ha 龍川地区 養液供給装置他 0.5ha JA龍川出張所 JA龍川出張所
主な農業生産基盤整備	ほ場整備	五条地区（2.7ha）
主な農用地保全整備	国営農地防災	宮池（H18）、道池（H18）
主な環境整備	水辺環境整備	宮池（H19）、道池（H19）
地区の現状	本市の中で、販売農家数が最も多い地区です。 農作物は、米、麦のほかミニトマト、アスパラガス、ブロッコリーなどの栽培が盛んで、特にミニトマトとアスパラガスなどの施設野菜栽培は市内で最も進んでいます。	
地区懇談会での主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者を探すことに頭を痛めている。集落内で後継者がいない。法人化を立ち上げて良いが、後に続く人がいないのが現状である。</li> <li>・栽培団地をつくり、若い人に貸し出し、指導者がいれば農業ができるのではないか。儲かる農業を推進し、地元の若い子がやる気になる具体的な提案が必要である。</li> </ul>	

※出典：2015年農林業センサス

7 吉原地区



町名	吉原町、碑殿町	
経営耕地面積※	113ha（販売農家）	
販売農家数※	111戸 (121戸：2010年)	専業農家：39戸 第1種兼業農家：9戸 第2種兼業農家：63戸
認定農業者	個人：4人、法人：4法人（平成27年7月1日時点）	
特定農業団体加入戸数	106戸	
主な作物	米、麦、たまねぎ、レタス、みかん、びわ、キウイフルーツ	
主な農業施設	果樹共同栽培管理施設	吉原地区
主な農業生産基盤整備	ほ場整備	西碑殿地区（3.7ha）、矢ノ塚地区（4.7ha） 三井之江地区（4.9ha）、曼荼羅寺地区（2.4ha） 曼荼羅寺2団地地区（3.0ha）、曼荼羅寺2団地2地区（5.4ha）、曼荼羅寺2団地3地区（2.3ha）
主な農用地保全整備	ため池整備	大塚池（H14、H15）、吉原大池（H17） 花籠池（H18）、出釈迦上池（H18、H19） 上池（H18）、上川池（H19）
主な環境整備	水辺環境整備	吉原大池（H19、H20 予定）、大塚池（H16）
地区の現状	本市の中で、販売農家における経営耕地面積が最も大きい地区であり、傾斜地では樹園地が広がり、みかん、びわ、キウイフルーツが栽培されています。また、平地部では米、麦のほか、たまねぎ、レタスなどが栽培されています。	
地区懇談会での主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一番の問題は米価と跡継ぎである。米価を良くしないと、集団化もできないのではないかと。</li> <li>• 集落営農を推進といっているが、基盤整備が遅れている。それが解決出来ないと農地の集約が困難であり、法人化が難しいと思う。</li> <li>• 他市では農地の相続放棄が発生していると聞いている。普通寺市でもこのようなことが起こりうるので、早目に対応していく必要があるのではないかと。</li> </ul>	

※出典：2015年農林業センサス

## 2-4 普通寺市農業の問題点

### 1 農業従事者の高齢化と後継者不足

平成 26 年 8 月に実施した農業・農村振興に関するアンケート調査結果（以下、「アンケート調査結果」）によると、本市における農業従事者の年齢は、65 歳以上が 5 割を超えており、平成 13 年のアンケートと比較して 8.5 ポイント増加しています。

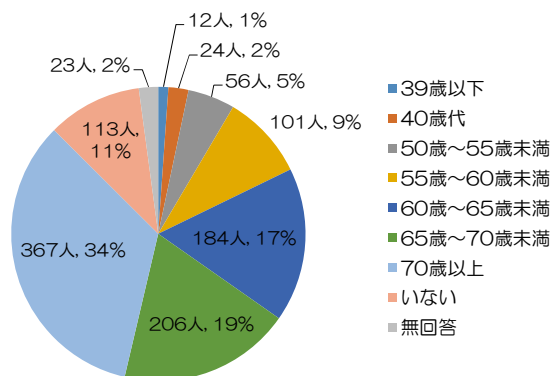


図 2-22 農業従事者の年齢

跡継ぎについては、約 7 割の方が「跡継ぎがいる」（「同居している」と「いるが、別居している」の合計）と回答していますが、その内、既に作業を行っている方は、約 1 割程度であり、約 4 割の方は「わからない」「引き継がない」と回答しており、後継者がいない状況といえます。

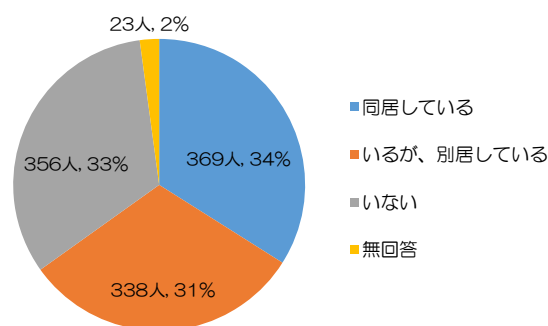


図 2-23 跡継ぎの有無

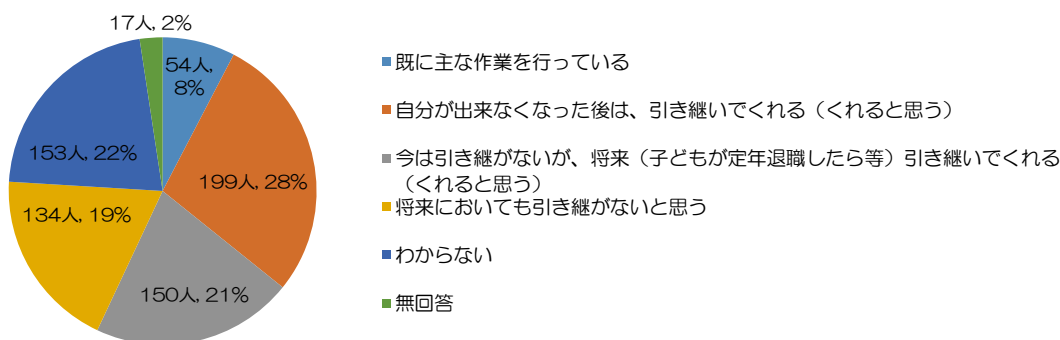


図 2-24 後継者の可能性

### 2 農業所得、営農意欲の低下

総農家数の減少とともに販売農家数が減少し、自給的農家が約半数を占めるようになってきています。  
アンケート調査結果では農業経営上の課題の第 1 位として、農業所得の減少があげられ、前述の後継者が不足している背景には、生活する上で安定した

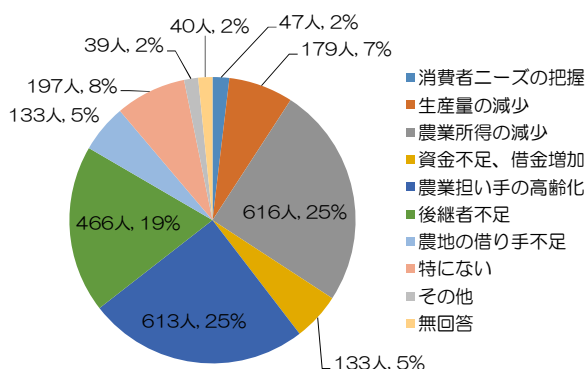


図 2-25 農業経営上の課題

## 第2章 普通寺市農業の現状と課題

収入が得られないといったことが考えられます。その要因として、農業に必要な経費が高価になっているとともに、本市の主な農産物である米の取引価格が低迷していることがあげられます。

そのため、農業経営を「縮小・やめたい」と考えている方は約3割で、反対に「農業所得を増加させたい」と考えている方は、僅か約1割程度となっており、営農意欲の低下につながっています。

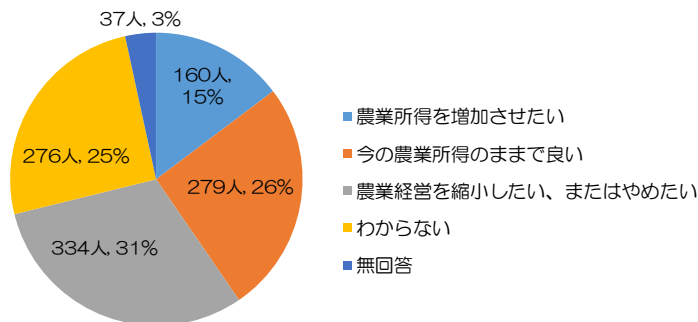


図 2-26 農業所得の増加意思

- 地元懇談会においても、農業所得の減少が後継者不足や法人化に向けての障壁となっているといった意見が多くありました。

### 3 担い手の育成、農地集積・集約化の停滞

- 農家当たりの農地の規模は、0.5ha～1.0ha が約5割を占めています。また、アンケート調査結果では、団体等に属せずに個人・家族で農業に従事している方が約45%となっており、小規模な個人農家が多いのが現状です。

農業の法人化については、約4割の方が「わからない」と回答しており、法人化に向けた情報等が浸透していないことが伺えます。

また、特定農業団体に属している方が約4割存在しますが、農業生産法人への移行が進んでいないのが現状です。なお、平成28年度には法人化計画が失効するため、集落営農組織の再編が急務となっています。

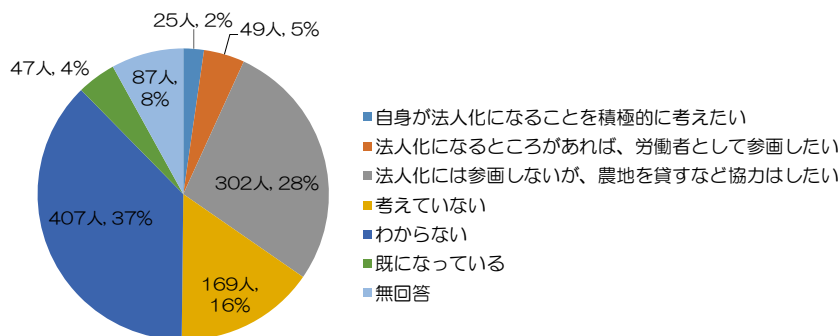


図 2-27 農業の法人化について

- 農地の貸付け、売買については、すぐにでも貸付け又は売却したいと考えている方は、約2割で、農業ができなくなった時に検討すると考えている方が約5割となっており、現状と同様の個人で小規模な農業をできるだけ続けていきたいと考える方が多いといえます。



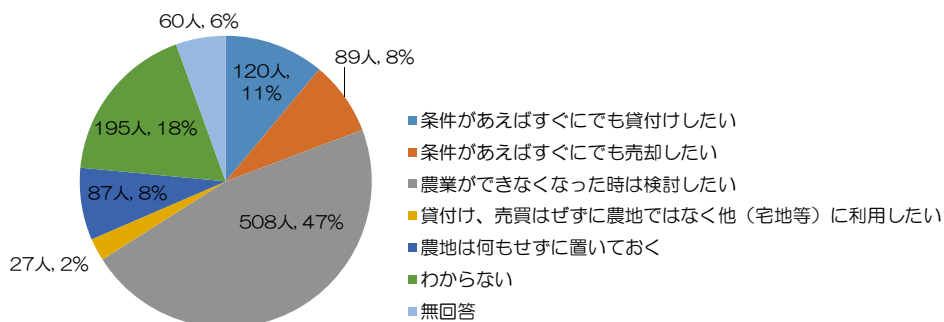


図 2-28 農地の貸付け、売買の意思

#### 4 耕作放棄地、鳥獣被害等の増加

- 本市の耕作放棄地は増加傾向にあって平成 27 年に 189ha となり、経営耕地面積(752ha)と合わせた市全体の約 20%となっています。耕作放棄地の増加は、病虫害や鳥獣被害の発生、雑草の繁茂等の影響が考えられるとともに、長年、耕作放棄地となった土地は農地に戻すことが困難となることが懸念されます。
- カラスやイノシシなどによる鳥獣被害が増加しており、本市においても防護柵の設置や捕獲檻の購入・設置等の鳥獣被害対策を実施する事業者に対して、補助を行ってきました。アンケート調査結果によると、おり・わな等による鳥獣の捕獲や柵等の設置により被害が減少したと回答した方が約 6%にとどまり、鳥獣対策を実施したにもかかわらず被害を受けている方や対策を行っておらずに被害を受けている方が合わせて約 2 割存在しています。

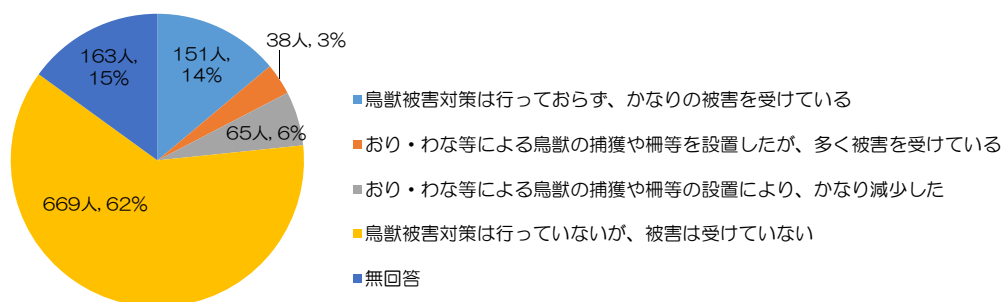


図 2-29 鳥獣被害の状況

#### 5 農業基盤整備等の対応

- 良好な営農条件の確保をするためには、農業生産基盤の保全管理・整備が重要です。本市は小規模な農地が多いことから、小規模農地を対象とした圃場整備に対する農家への意向調査を実施していますが、整備着手に至っていないのが現状です。
- 地元懇談会においても、農業基盤整備の遅れが法人化の進まない要因であるといった意見がありました。

## 2-5 農業を取り巻く社会情勢

### 1 担い手への農地集積・集約化、担い手の育成等の推進

- 平成 15 年の「農業経営基盤強化促進法」の改正に伴い、任意の集落営農組織のうち経営主体である農作業受託組織を地域における農地利用集積の相手方として「特定農業団体」が位置付けられることとなりました。また、平成 17 年に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においては、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営を行う担い手の育成・確保や農地の利用集積を加速させることが示されました。
- 平成 24 年には人と農地の問題を一体的に解決するために、地域で話し合い、中心となる経営体や経営体への農地の集積、将来の農業のあり方等について取りまとめる「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」を作成することが可能となり、農地集積や新規就農者に対する支援がより充足されることとなりました。
- 更には、平成 25 年の「農地中間管理事業の推進に関する法律」の制定に伴い、農地の貸付けや農地を買入れて売買する農地中間管理機構が設置され、更なる担い手への農地集積・集約化が求められています。

### 2 農林水産物・食品の高付加価値化等の推進

- これまでの施策は、認定農業者や集落営農の育成といった一部の農業者に集中し、規模拡大を図ることを主に取り組まれてきましたが、それだけでは農業所得の確保につながらず、また、生産現場において意欲ある多様な農業者を幅広く確保することもできず、地域農業の担い手を育成するという目的も十分に達成することができませんでした。
- ほかにも、需要の減少する用途に対して生産を抑制する施策が進められてきた一方で、需要が増加する用途への供給面での取組を十分に促進できなかったこと等もあり、食料自給率は低迷を続けています。

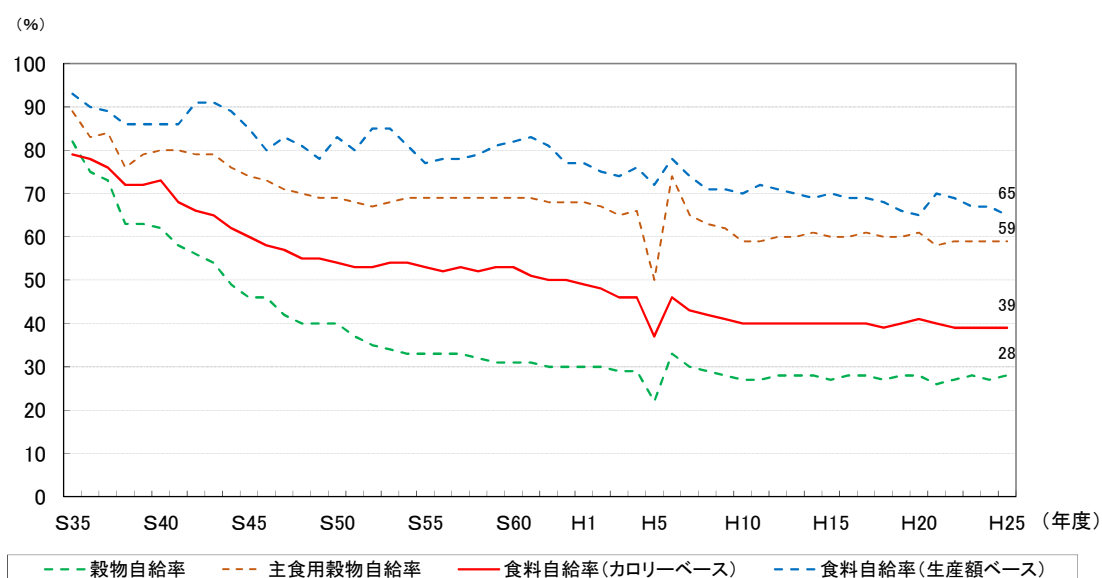


図 2-30 食料自給率の推移（出典：農林水産省（食料需給表））

- これらを受けて、農業者が消費者・実需者のニーズに対応して、生産・加工・販売の一体化等の経営の多角化・高度化に向けた取組や6次産業化への取組を通じて、農産物の付加価値を高めることが求められています。

### 3 新品種・新技術の開発・普及

- 国内外における農産物に対する競争力の激化、農産物の価格の低迷、食の安全性に対する意識の高まり等を受け、今後は農産物の品質を向上し、更にはコスト縮減に取り組むことが重要です。

そのため、我が国の強みである技術力を活かし、新たな品種や革新的な生産技術の開発等を促進することで、収益性の向上や作業効率の向上が求められています。

また、オリジナルな品種の育成や地域ブランド化を促進し、競争力を高めることが求められています。

更には、生産から消費に至るフードチェーン全体における安全性を確保するための技術の開発、バイオテクノロジー等最先端技術の産業化を図るとともに、地球温暖化問題への貢献や食料問題解決に向けた技術面による国際貢献に寄与することが求められています。

### 4 農村の住環境の保全

- 人口減少、高齢化が進行している中、農業の低迷により特に農村部においてはこれらの傾向が顕著です。

平成 25 年に作成された「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、地域において商店や診療所等の日常生活に不可欠な施設や地域活動の場を歩いて利用できる範囲に集めた「小さな拠点」づくりを推進するものとし、これらを公共交通によりネットワークするとしています。



図 2-31 小さな拠点のイメージ

(出典：小さな拠点づくりガイドブック (国土交通省))

## 第2章 普通寺市農業の現状と課題

また、農業だけでなく地域の資源を活用した地場産業の振興、農村部を教育の場として活用、都市部と農村部の交流等を図ることが求められています。

- 鳥獣被害については、中山間地域を中心に深刻なものとなっています。今後は、広域的で横断的な連携強化についても対策を充実し、鳥獣被害の軽減を図ることが必要であり、また、捕獲した鳥獣については、食肉利用等の幅広い活用方策を検討して有効活用を促進するとともに、地域における対策の指導者や捕獲の担い手の育成・確保を図ることが必要となっています。

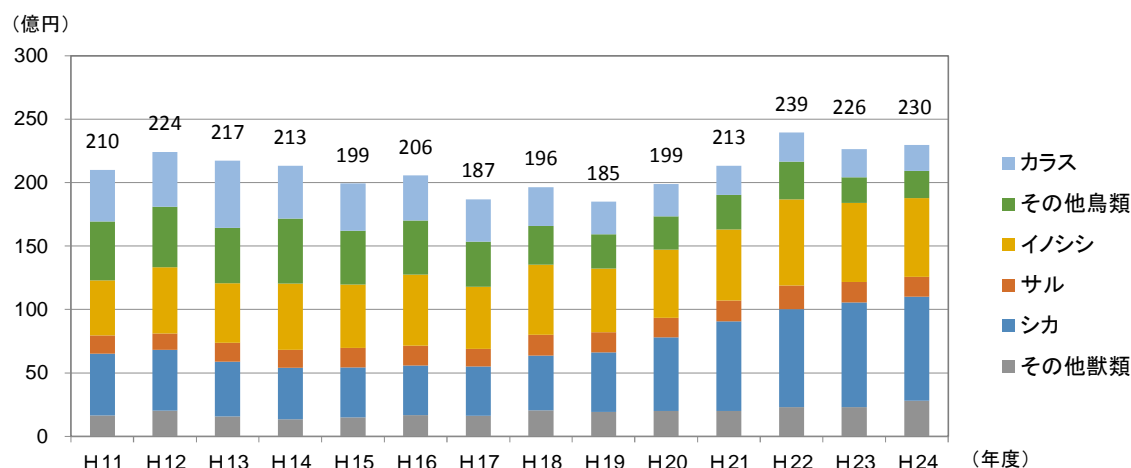


図 2-32 農作物被害額の推移 (出典：農林水産省 (※都道府県からの報告))

## 5 食文化・食産業のグローバル展開

- 世界の食市場は、今後 10 年間で倍増するとされており、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録等を契機として、日本の食文化・食産業を海外展開することを目指し、平成 25 年 8 月に「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」が公表されました。

これによると、日本食材の活用推進 (Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出 (Made IN Japan)、の取組を一体的に推進するとされています。

- その一方で、我が国は諸外国と関税の撤廃による貿易の自由化を目指し、F T A (自由貿易協定) や知的財産の保護、競争政策も含めた E P A (経済連携協定) を推進しており、平成 26 年 7 月にはオーストラリアとの E P A (経済連携協定) に署名を行っています。また、T P P (環太平洋パートナーシップ) 協定に向けて、本格的に関係国との協議を行っており、平成 27 年 10 月には、大筋合意に至っています。

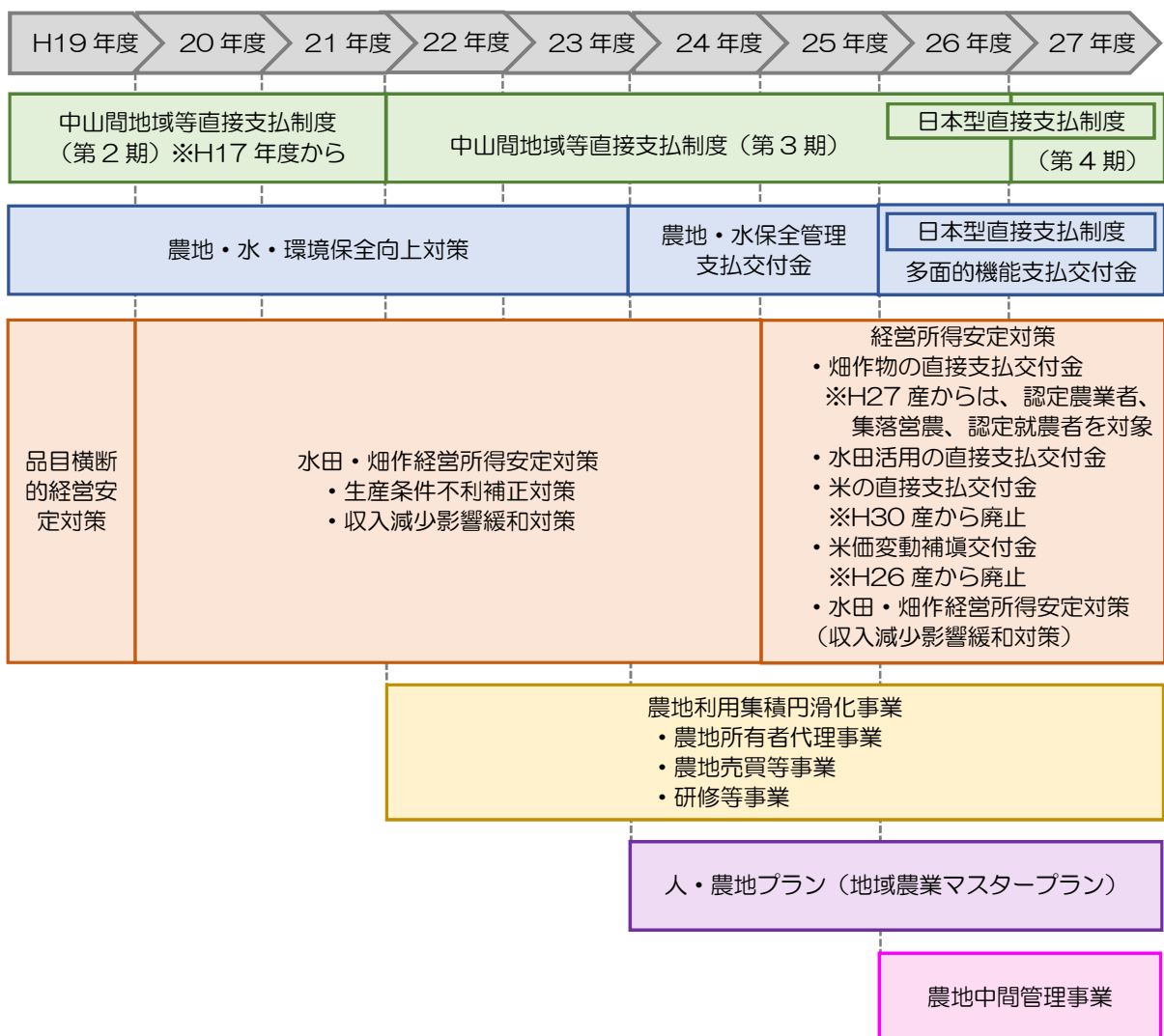
このように、農産物の輸入・輸出機会等の増加に伴い、更なるグローバル化が加速していくと考えられる中で、持続ある農業の発展が求められています。

## 6 農業施策の変遷

旧農業基本法は、昭和 36 年に社会経済の動向や見通しを踏まえて、我が国の農業の向かうべき道すじを明らかにするものとして制定されました。

しかしながら、経済社会が急速な経済成長、国際化の著しい進展等により大きな変化を遂げる中で、食料・農業・農村をめぐる状況は大きく変化し、「食料自給率の低下」「農業者の高齢化・農地面積の減少」「農村の活力の低下」といった課題も抱えるようになったことから、新たに「食料の安定供給の確保」「多面的機能の十分な発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」を目標とした「食料・農業・農村基本法」が平成 11 年に制定されました。

「食料・農業・農村基本法」の制定以降、近年における主な農業施策は、以下のとおりです。



## 2-6 普通寺市農業の主要課題

---

### 1 多様な担い手の育成と確保

- ・農業従事者の減少と合わせて高齢化の進展、後継者が不足している状況であることから、個人又は家族単位の農家から集落を単位とした農業組織として農業に取り組むことが必要です。
- ・経営資産を引き継ぎ、農業技術を習得するといったやる気のある人材の育成や農業に興味を持ち、農業に従事したいと考えている新規就農者の確保が必要です。
- ・農林水産省経営局の分析によると、女性の認定農業者が増加しているほか、家族経営協定による女性の農業経営の参画により、販売金額が大きくなる傾向が示されています。

本市では、農業への女性の参画が低い状況ですが、女性が参画できる機会の拡大や環境を整備することが必要です。

### 2 生産性、収益性の向上

- ・本市では、農家における経営耕地面積規模が小さいことから、農地の集積を推進し、作業の効率化や規模拡大を図ることが必要です。

農業委員会、農地中間管理機構を活用して農地の紹介等を行い、認定農業者等へ集積を図ることが必要です。

- ・農業所得の減少が進んでいることから、機械の共同所有・利用等による生産コストの縮減に取り組み、転作等による収益性の向上を図ることが必要です。

また、本市の主たる農作物は米ですが、生産調整や価格の低迷等もあることから、米に偏重していた生産構造から野菜等の需要のある作物への生産構造の転換を推進することが必要です。

### 3 経営の安定化

- ・本市においては、平成26年度末時点で特定農業団体から法人への転換には至っていません。今後も法人化に向けた研修会の開催や法人を対象とした視察等を実施しながら、任意組織から法人化への転換を図り、雇用の確保や財源の確保等による経営の安定化を図ることが必要です。

- ・傾斜地を利用してKブランド産品である「香緑」「さぬきゴールド」といったキウイフルーツの栽培が盛んですが、ブランド力をより高め、安定的な供給を図るために栽培農家や栽培規模の拡大が必要です。

また、本市ならではの特産品である四角スイカやダイシモチ麦については、生産規模の拡大や販路拡大といった取組が必要です。

- ・本市の農産物を活用し、加工や流通、販売等を通して高付加価値を生み出し、売れる商品を展開する6次産業化を推進することが必要です。そのためには、生産者と実需者のマッチング機会の創出や新商品開発への支援を図ることが重要です。

#### 4 農地の保全・活用、農村環境の維持

- 小規模な農家が多く占めている中、農業環境は現状のままでも良いという考えが多く、農地の貸付けには消極的であり、また、小規模が故に集積が困難なケースも考えられます。農地の保全に向け、健康や生きがいを目的に農業を続けたいと考えている人を支援するために、少量多品目の生産・集出荷体制を確立する取組を支援することが必要です。
- 地方都市における人口減少を受けて、二地域居住、二地域生活・就労等への取組が求められているほか、趣味や余暇を利用して農作物の栽培による都市部と農村部の交流も求められています。このような中、本市も市民農園の開設に向けて取り組んでいますが、平成 25 年度末時点での開設数は 3 農園と僅かです。このことから、貸し手の負担が軽減される支援や福祉施設への貸出しの検討、農業指導の支援等の借り手に対する環境整備が必要です。
- 耕作放棄地は増加傾向にあります。耕作放棄地となる以前に対策を打つことが重要です。このことから、普通寺市農地管理公社を通じて、保全管理作業の受託や農地の貸付けの斡旋等を行うことにより、未然に防止することが必要です。
- 有害鳥獣捕獲対策により鳥獣被害防止における一定の効果は見られるものの、地区によって被害状況に差が見られます。また、イノシシの頭数は増加傾向にあることから、引き続き対策を講じるとともに、捕獲の担い手が高齢化していることもあり、担い手の育成・確保を図ることが必要となっています。

## 第3章 善通寺市農業の将来像と基本目標

### 3-1 善通寺市農業が目指すべき方向性

農業従事者の減少が著しい背景の一つに、農業所得の減少があげられ、先行きの生活の不安定感から、後継者の育成に結び付いていないのが現状と考えられます。

そのため、個人や家族で経営する農業から、集落や組織を主体とした効率的で計画的な農業経営が求められており、そのためにも農地中間管理機構や善通寺市農地管理公社を活用して、農地の集積を図ることが必要です。

また、設立していた特定農業団体の法人化が進んでいないことから、平成28年までに法人化を目指した集落営農の再編等を進めていき、将来は雇用や財源の確保等に有利な法人化へと成熟させていくことを目指します。

なお、組織化、法人化を図っても栽培する作物が他地域と同じであれば、価格競争に巻き込まれ安定した収入の確保が困難な状況です。そのため、高品質で安全な地域のブランド化を推進し、付加価値を高めることに取り組んでいきます。また、6次産業化への取組を推進し、新商品の開発や新たな販路の拡大を目指します。

その一方で、高齢化のため自らが主体となって農業経営に参画することが困難なケースや所有する農地の規模が小さいため、集積化が困難なケースも見られます。また、自身の健康や健康的な食生活の維持に向けて農業を営む生きがい型農業の形態も多く見られることから、農地の保全、農村環境の維持のためにも、生きがい型農業者が継続して農業に従事できる環境を目指します。

### 3-2 善通寺市の農地及び認定農業者の見通し

現在（平成27年）の農地面積及び経営耕地面積他

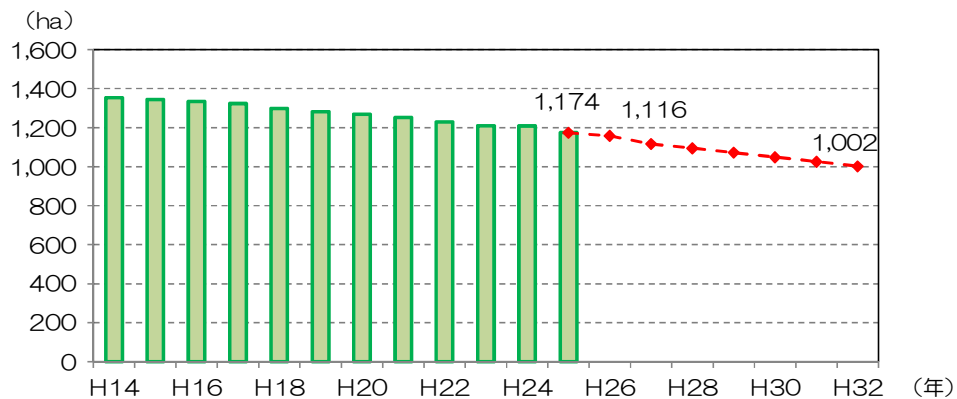
①平成27年の農地面積（推計）	1,116 ha
②平成27年の経営耕地面積	752 ha
③平成27年の認定農業者経営耕地面積	207 ha
④農地面積に占める認定農業者利用面積割合（③/①）	18.5 %
⑤経営耕地面積に占める認定農業者利用面積割合（③/②）	27.5 %
⑥平成27年の認定農業者数	56 団体
⑦認定農業者1団体当たり経営耕地面積（③/⑥）	3.7 ha/団体

出典：③は農業委員会資料



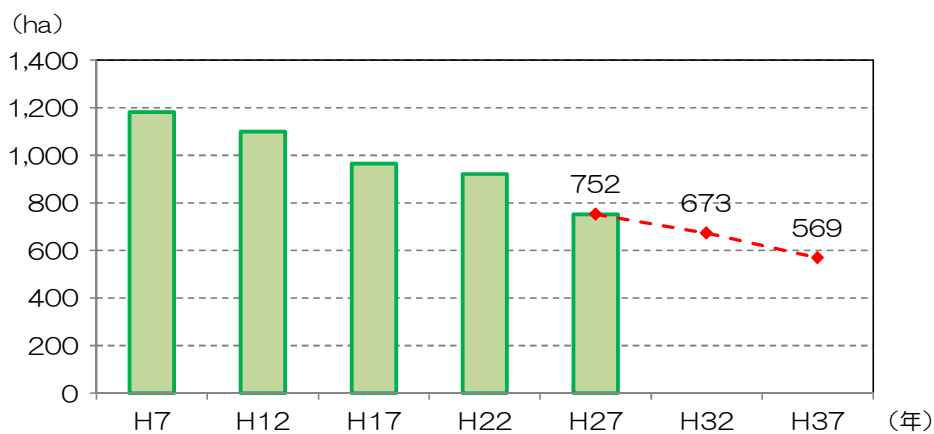
将来（平成32年）の農地面積及び経営耕地面積（推計）

⑧平成32年の農地面積	1,002 ha
⑨平成32年の経営耕地面積	673 ha



出典：香川県統計年鑑（H14～H25）  
注：固定資産台帳における田、畑の面積

図3-1 農地面積の推移及び将来推計



出典：農林業センサス（H7～H27）  
注：農業経営体における経営耕地面積

図3-2 経営耕地面積の推移及び将来推計

将来（平成32年）の認定農業者が担う経営耕地面積に占める認定農業者利用面積割合を27.5%から36.0%に引き上げます。

⑩平成32年の経営耕地面積に占める認定農業者利用面積割合(目標)	36.0 %
----------------------------------	--------

### 第3章 善通寺市農業の将来像と基本目標

よって、将来（平成32年）の認定農業者経営耕地面積は、

⑨平成32年の経営耕地面積（673ha）×⑩平成32年の経営耕地面積に占める認定農業者利用面積割合（36.0%）

⑪平成32年の認定農業者経営耕地面積（目標）	242 ha
------------------------	--------

また、将来（平成32年）の認定農業者数は、

⑪平成32年の認定農業者経営耕地面積（242ha）÷⑦認定農業者1団体当たり経営耕地面積（3.7ha/団体）

⑫平成32年の認定農業者数（目標）	65 団体
-------------------	-------

#### 善通寺市の農地及び認定農業者の将来値

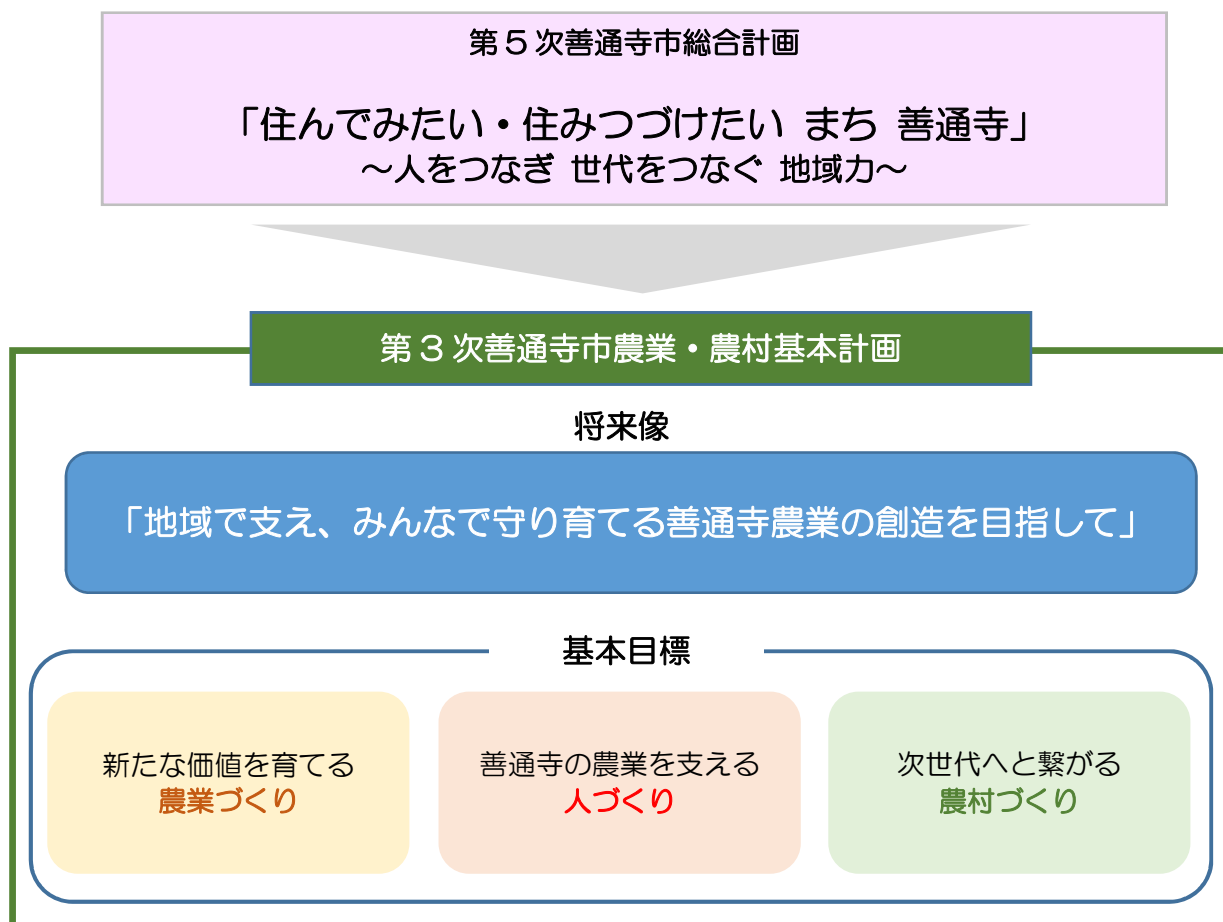
項目	平成27年(現状)	平成32年
農地面積（推計）	1,116 ha	1,002 ha
経営耕地面積面積	752 ha	673 ha
認定農業者経営耕地面積	207 ha	242 ha
農地面積に占める認定農業者利用面積割合	18.5 %	24.2 %
経営耕地面積に占める認定農業者利用面積割合	27.5 %	36.0 %
認定農業者数	56 団体	65 団体
認定農業者1団体当たり経営耕地面積	3.7 ha/団体	3.7 ha/団体

### 3-3 善通寺市農業の将来像・基本目標

第5次善通寺市総合計画では、本市ならではの地域個性・資源を活用し、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが安心して地域で健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指し、将来像を「住んでみたい・住みつけたい まち 善通寺」としています。

また、「人をつなぎ 世代をつなぐ 地域力」をサブテーマとして、あらゆる立場の市民が、地域内での連携・協力や行政との協働により、自分達が住む地域の価値を創造していく地域力を高めることを目指しています。

農業においても地域の人々が協力することによって、持続ある農業を目指して新たな価値を創造し、本市の農業力を高めていくことが望まれています。

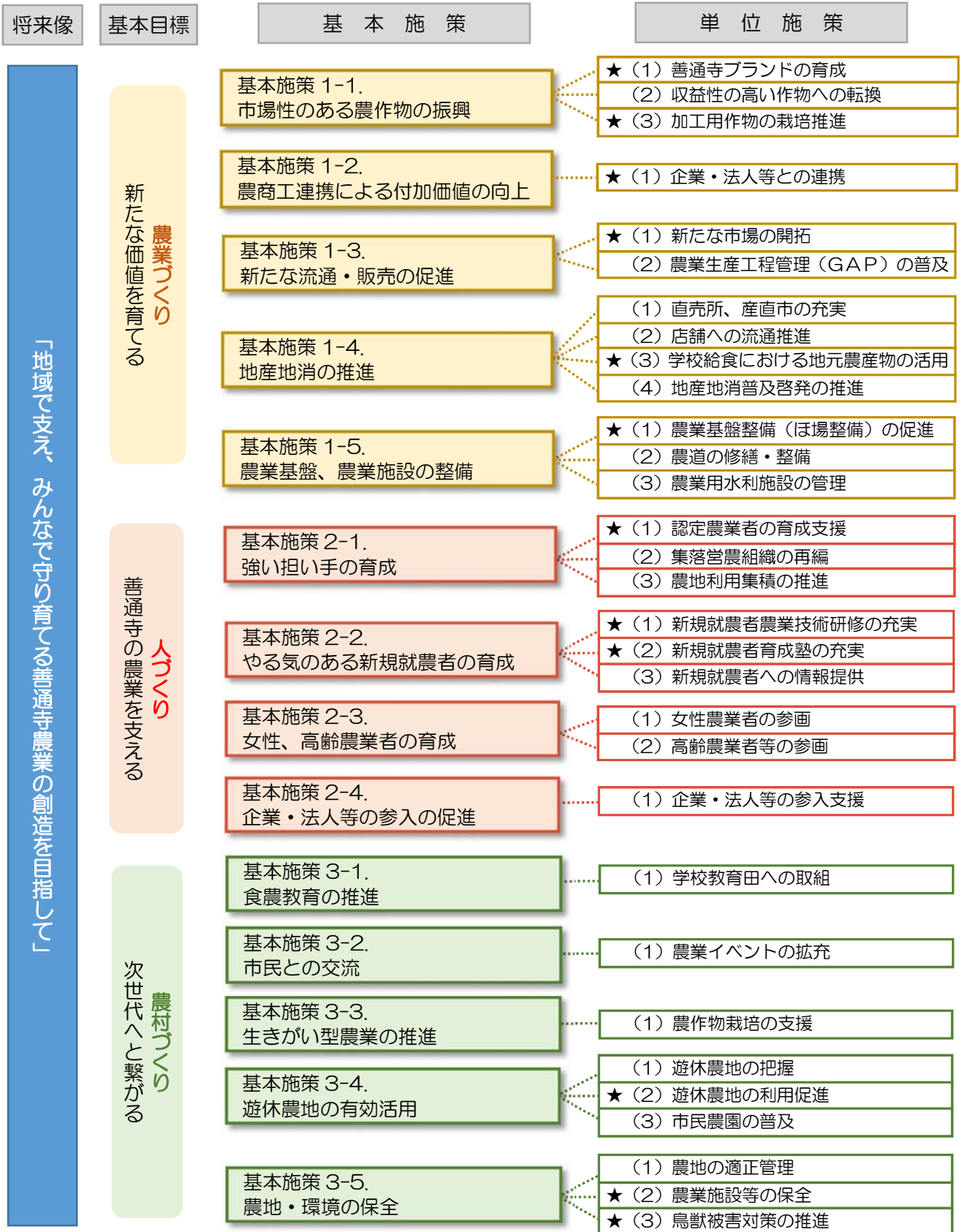


また、基本目標は、「新たな価値を育てる農業づくり」「善通寺の農業を支える人づくり」「次世代へと繋がる農村づくり」とします。

基本目標 1	<p>新たな価値を育てる農業づくり</p> <p>農業所得の向上に向け、安全で高品質な農産物におけるブランド化や6次産業化への取り組みにより、農産物や加工品の高付加価値を推進し、収益性のある農業経営を目指します。</p>
基本目標 2	<p>善通寺の農業を支える人づくり</p> <p>農業を支えるのは、生産者である農業従事者のほか、消費者である市民です。農業従事者は、個から組織へと規模を拡大し、効率の良い生産体制を構築し、経営体の強化を図ります。また、市民も本市の農業に興味を持ち、地産地消への協力や何らかの形で農業に参画するなど、農業を支える一員であるという意識の向上を図ります。</p>
基本目標 3	<p>次世代へと繋がる農村づくり</p> <p>農村部では高齢化や人口減少が著しく、このままでは農村の維持が困難になることが予想されます。そのため、遊休農地への対応や鳥獣被害対策による農地の保全を推進するとともに、市民農園への取組やイベントの開催等により人々の交流を図り、農村環境の保全に努めます。</p>

## 第4章 施策の推進

### 4-1 施策の体系



注：★は重点施策を示す。

## 4-2 単位施策の概要

### 基本目標 1 新たな価値を育てる農業づくり

#### 基本施策 1-1. 市場性のある農作物の振興

##### (1) 善通寺ブランドの育成

近畿中国四国農業研究センターとの連携により、善通寺独自の新品種を開発したり、地域農産物を活用した6次産業化を推進し、新たな加工品づくりを進め、善通寺ブランドの育成に努めます。

また、キウイフルーツ、びわ、ダイシモチ麦、四角スイカなど、本市ならではの農産物を広くPRするために、瀬戸内ブランドとして登録を推進するとともに、これらの農産物について、高付加価値化・ブランド化を一層推進し、農業の活性化を図るため、地理的表示の保護制度の導入も検討していきます。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
★	○			○	近畿中国四国農業研究センター JA、生産・加工業者

##### (2) 収益性の高い作物への転換

今までの稲作主体の農業構造から、地域の土地の条件等に適した収益性の高い農作物への転換を図り、その生産体制を支援します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
			→	○	JA、農業者

##### (3) 加工用作物の栽培推進

食物繊維の含有量が高いダイシモチ麦等の加工用作物の栽培を推進し、その価値を活かした加工品の製造を推進します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
★			→	○	農業者

○：検討・研究      ◎：実施      →：継続・充実

## 第4章 施策の推進

### 基本施策 1-2. 農商工連携による付加価値の向上

#### (1) 企業・法人等との連携

農業者と企業との意見交換や情報交換の場を創出し、6次産業化へと繋げていくためのマッチング機会の拡大を図ります。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
★	◎	→	→	○	商工会議所

### 基本施策 1-3. 新たな流通・販売の促進

#### (1) 新たな市場の開拓

新たな市場を開拓するために食品見本市や食品展覧会等へ出展しようとする農業経営体に対して、情報収集等の支援を行います。

また、環太平洋経済連携協定（TPP）の大筋合意により、海外に新たな市場を開拓しようとする農業経営体に対して、情報収集やセミナー、商談会等への参加を支援します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
★	○			○	

#### (2) 農業生産工程管理（GAP）の普及

農産物の食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上を目的とし、農業生産活動の各工程を正確に実施、記録、点検等を行う「農業生産工程管理（GAP）」を普及させ、消費者や実需者の信頼を得ることによって、新たな販路の開拓を目指します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
			→		JA

○：検討・研究      ◎：実施      →：継続・充実

基本施策 1-4. 地産地消の推進

(1) 直売所、産直市の充実

小規模農業者が気軽に農産物を持ち寄り、販売することができる直売所の開設や使用されていない既存施設を利用した産直市の開催などを支援します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
			→	○	JA

(2) 店舗への流通推進

本市の農産物を積極的に販売、加工して提供している店舗を「地産地消推進店」として認定し、消費者へPRを行うことによって、地元農産物の流通を推進します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
	○	◎		○	

(3) 学校給食における地元農産物の活用

学校給食において、地元農産物を積極的に活用できるように教育委員会等と連携を図ります。また、限られた給食費の中で調理、提供をする必要があることから、農家との契約栽培の推進や未利用資源の活用等について支援します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
★			→	○	

(4) 地産地消普及啓発の推進

旬の農産物の情報や農産物を利用した調理方法等について、ホームページ等を利用して市民へ情報発信するとともに、郷土料理教室の開催や地元農産物を利用したオリジナルレシピ、料理コンテスト等の開催を検討し、地産地消の普及啓発に努めます。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
	○			○	

○：検討・研究      ◎：実施      →：継続・充実

第4章 施策の推進

基本施策 1-5. 農業基盤、農業施設の整備

(1) 農業基盤整備（ほ場整備）の促進

ほ場整備の促進は農業基盤の強化を進めるうえで大変重要であることから、国や県の各種補助事業を周知し、農家の意向を聞くとともに小規模農家の人たちでも積極的に取り組めるよう支援します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
★			→		善通寺市土地改良区

(2) 農道の修繕・整備

農道の整備は農業の効率化を進めるうえで重要であることから、小規模農家でも積極的に取り組めるよう広報・周知に努め、農業用機械の搬入出や資材や収穫物の運搬などが効率的に行えるよう支援します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
			→		善通寺市土地改良区

(3) 農業用水利施設の管理

ため池、農業用水路、出水などの管理は、農業はもとより防災の観点からも重要です。国や県の補助事業を活用して小規模農家の人たちでも適正に維持管理ができるよう支援します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
			→		善通寺市土地改良区

○：検討・研究      ◎：実施      →：継続・充実



基本目標2 善通寺の農業を支える人づくり

基本施策2-1. 強い担い手の育成

(1) 認定農業者の育成支援

本市農業の中心的な役割を担う認定農業者の育成に向け、善通寺市担い手育成総合支援協議会との連携により、農業者や生産団体との懇談会等の開催や経営改善計画の策定支援を図るとともに、認定を受けた農業者への機械施設の導入支援、農業経営改善に対する相談、認定農業者の組織化と組織活動を支援します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
★			→	○	認定農業者

(2) 集落営農組織の再編

現在までに7団体の特定農業団体が設立されていましたが、その多くは農業生産法人に移行が出来ておらず、平成28年度には法人化計画が失効するため、集落営農組織の再編が急務となっています。

集落営農組織から法人化へ移行することを確実なものとするため、JAとの連携を図り、法人化のメリットである税制面、融資制度、対外信用力、農地の取得、人材の確保等に関するもののほか、それに反するデメリットの説明に努め、更には、法人化に向けた手順、農作物の栽培モデルプランの例示、経営モデル等の説明を行い、集落営農組織の再編を推進します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
	◎		→	○	特定農業団体

(3) 農地利用集積の推進

善通寺市農地管理公社と連携して、農地等の所有者から委任を受けて、その者を代理し、農地等について貸付け等を行う「農地利用集積円滑化事業」を推進します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
			→	○	善通寺市農地管理公社

○：検討・研究      ◎：実施      →：継続・充実

## 第4章 施策の推進

### 基本施策 2-2. やる気のある新規就農者の育成

#### (1) 新規就農者農業技術研修の充実

普通寺市農地管理公社と連携して、新規就農を目指す若者を育成するための農業技術に関する研修を開催します。

また、農地中間管理機構とも連携して、新規就農者の独立に向けた農地の斡旋や無利子資金である「青年等就農資金」を受け取るための青年等就農計画の策定について支援します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
★			→	○	普通寺市農地管理公社 農地中間管理機構

#### (2) 新規就農者育成塾の充実

農業後継者等を対象に就農意欲を喚起するために、野菜作りや農業全般について学ぶことができる農業塾「ゆめ楽農支援塾」を開催します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
★			→	○	普通寺市農地管理公社

#### (3) 新規就農者への情報提供

先進農家や農業法人等で研修を受ける場合における「青年就農給付金」等の支援情報の提供や研修及び就農先の情報提供や斡旋など、就農に対する支援を行います。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
			→	○	

○：検討・研究      ◎：実施      →：継続・充実

## 基本施策 2-3. 女性、高齢農業者の育成

## (1) 女性農業者の参画

女性農業者による情報交換や交流の場の創出を支援し、新たに農業に取り組む女性の参画を促します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
			→	○	

## (2) 高齢農業者等の参画

高齢農業者がこれまで培ってきた農業に対する知識や技術を次の世代に継承していくことが必要であることから、若い農業従事者や新規就農者に対する講師の役割を担うなど、高齢者が農業に参画できる機会を支援します。

また、一方で定年者、高齢者が新たに農業を始め、収入を確保できるように、農業技術の習得を目的とした就農者育成塾の開催や就業機会の情報提供等に努めます。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
	○	◎	→	○	善通寺市農地管理公社

## 基本施策 2-4. 企業・法人等の参入の促進

## (1) 企業・法人等の参入支援

農業の新たな担い手として、また、雇用機会の拡大に向けて、企業・法人に対する農業の参入を促進するために、善通寺市土地改良区、農地中間管理機構と連携して、貸付可能な農地や水利慣行等の情報を提供し、参入に向けての支援を行います。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
			→	○	善通寺市土地改良区 農地中間管理機構

○：検討・研究      ◎：実施      →：継続・充実

第4章 施策の推進

基本目標3 次世代へと繋がる農村づくり

基本施策3-1. 食農教育の推進

(1) 学校教育田への取組

食と農業を考える場として学校教育田を創設できるように、小学校等と周辺の農業者とのマッチングを支援します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
			→	○	教育委員会

基本施策3-2. 市民との交流

(1) 農業イベントの拡充

消費者に対し、農業に対する理解を深め、地元農産物に興味を持つ契機とするため、農商工夢フェスタをはじめとする農業に関するイベント等を拡充し、イベント等の内容やその結果について情報発信を行います。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
			→	○	

基本施策3-3. 生きがい型農業の推進

(1) 農作物栽培の支援

農業に携わったことがない人でも健康や生きがいを目的に農業を始めることができるように、農産物栽培マニュアルの作成を検討するとともに、農地の貸与等の情報提供を行うなど、誰もが手軽にできる農業環境を整備します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
	○	◎		○	

○：検討・研究      ◎：実施      →：継続・充実

基本施策 3-4. 遊休農地の有効活用

(1) 遊休農地の把握

市内全域の農地について、定期的なパトロール及び年1回利用状況調査を実施し、遊休農地の把握に努めます。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
			→	○	農業委員会

(2) 遊休農地の利用促進

把握した遊休農地は、所有者等に対し、利用促進又は適正管理を指導するほか、遊休農地の解消に向けた意向調査を実施し、農地中間管理事業、農地所有者代理事業、権利の設定などを促進することにより、優良農地の確保に努めます。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
★			→	○	農業委員会

(3) 市民農園の普及

社会福祉法人等が高齢者や障がい者のレクリエーション活動の一環として活用できる福祉農園の開設に向けて、所有者とのマッチングを支援します。

また、土地所有者以外のNPO、企業等が主体となった市民農園の開設を促進します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
			→	○	

○：検討・研究      ◎：実施      →：継続・充実
--------------------------------

**基本施策 3-5. 農地・環境の保全**

(1) 農地の適正管理

農業振興地域整備計画に基づき、優良な農地の保全を図るため、定期的なパトロールの実施や農用地利用計画変更申請の厳正な審査に努めるとともに、定期的に農業振興地域整備計画の見直しを行います。

善通寺市農地管理公社と連携して、耕作ができない農家から受託し、耕起作業等を実施する受委託作業を推進するとともに、農作業用機械の貸出しを図り、農地の保全管理に努めます。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
			→	○	善通寺市農地管理公社

(2) 農業施設等の保全

農業・農村環境の保全を図るため、農地多面的機能保全管理事業を活用し、水路・農道等の維持管理を実施する組織の設立を支援します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
★			→	○	農業者

(3) 鳥獣被害対策の推進

農産物への被害軽減を図るため、有害鳥獣保護対策計画の見直しを図り、被害防止対策を推進します。

また、地元猟友会会員の高齢化が進行していることから、会員の増員に向けて狩猟免許取得、初心者狩猟講習会参加等を支援します。

重点施策	実施時期			事業主体	
	～H32	H33～H37	H38～	市	その他の関係団体
★			→	○	

○：検討・研究      ◎：実施      →：継続・充実

## 4-3 目標値

基本施策の内、次の単位施策を重点施策と位置づけ、以下の目標値を設定します。

表 4-1 重点施策に対する指標

単位施策	指標	現状値	目標値（H32年度）
1-1（1） 善通寺ブランドの育成	近畿中国四国農業研究センターとの協議回数	—	1回程度/年
1-1（3） 加工用作物の栽培推進	ダイシモチ麦の作付面積	20ha（H27）	40ha
1-2（1） 企業・法人等との連携	農商工連携に向けた商工会議所との協議回数	—	2回程度/年
1-3（1） 新たな市場の開拓	海外輸出・販売セミナー、 商談会開催情報の提供	—	2回程度/年
1-4（3） 学校給食における香川県内 農産物の活用	学校給食における香川県内 産の食材使用率	34.6%（H25）	40%
1-5（1） 農業基盤整備（ほ場整備） の促進	小規模ほ場整備意向調査回 数	94.5ha（H26）※1	1回/年
2-1（1） 認定農業者の育成支援	認定農業者向けの利用制度 等の説明会開催数	56団体（H26）※2	1回/年
2-2（1） 新規就農者農業技術研 修の充実	新規就農者技術研修会の開 催	1名（H26）※3	2回程度/年
2-2（2） 新規就農者育成塾の充 実	農業塾「ゆめ楽農支援塾」 の開催数	29回（H26）	30回
3-4（2） 遊休農地の利用促進	遊休農地解消に向けた意向 調査回数	1回/年 （H26：18ha）※4	1回/年
3-5（2） 農業施設等の保全	農地多面的機能保管理事 業を活用した活動組織数	24団体（H26）	30団体
3-5（3） 鳥獣被害対策の推進	地元猟友会会員数	21名（H26）	30名

注：※印は参考値である。  
 ※1：ほ場整備済面積  
 ※2：認定農業者数  
 ※3：新規就農者数  
 ※4：遊休農地面積

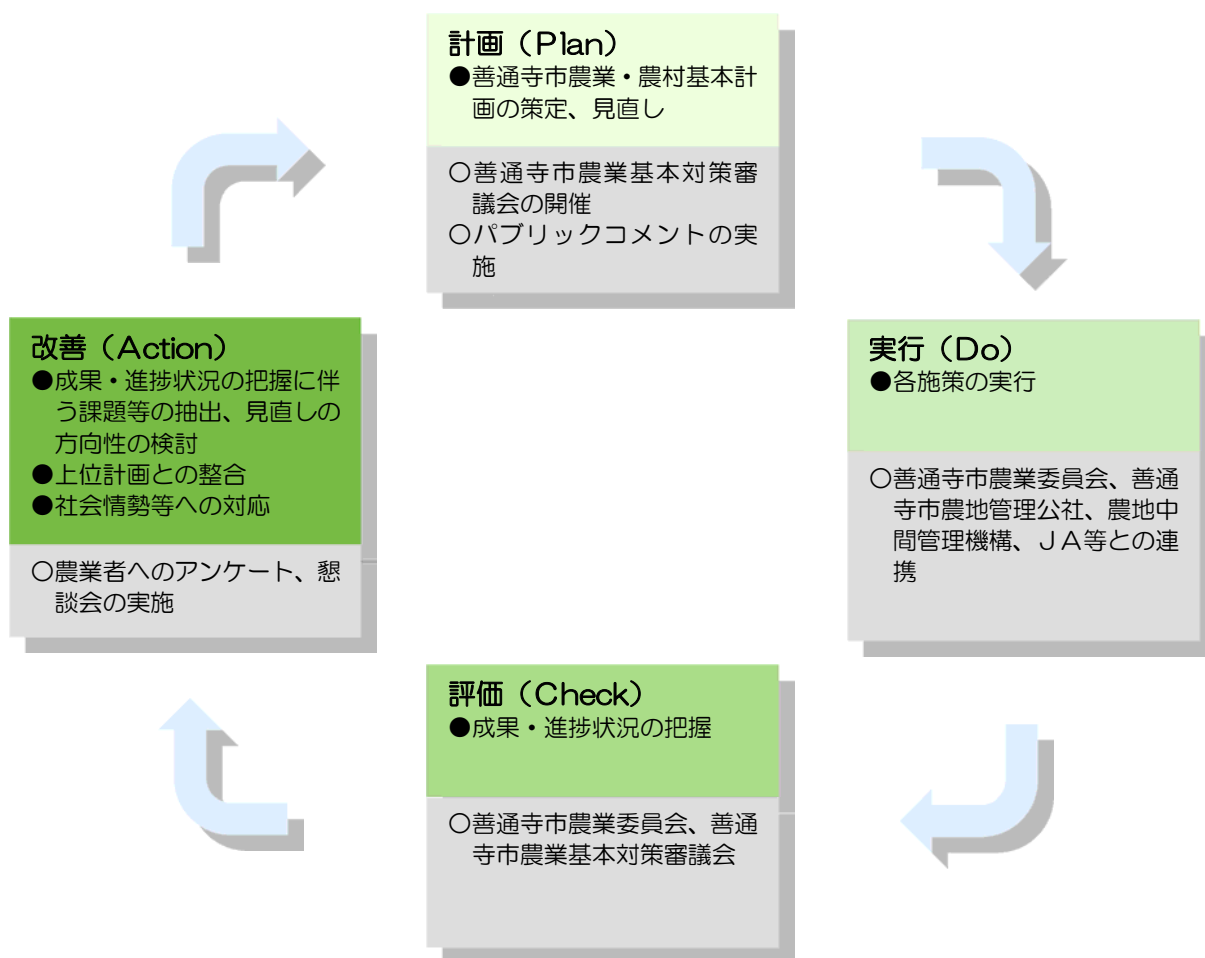
## 第5章 計画の実現に向けて

### 5-1 計画の実施と管理

本基本計画の実施に当たっては、10年先を見据えた中・長期的なスパンで進めていくことが必要であることから、施策の進行状況を管理しながら、継続して推進していくことが重要です。

そのため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）といった一連のサイクルを確立し、これらを確実に実行していくものとします。

なお、これら一連のサイクルにおける進行管理に当たっては、普通寺市農業委員会、JA等の関係機関との協力や連携を図りながら対応するものとします。





## 5-2 計画推進における役割

---

本市の農業を持続的に発展させるためには、農業に関わる様々な関係者が本計画の趣旨を理解し、将来像の実現に向けて互いに連携、協働することが重要です。

そのためには、関係者が以下の役割を担っていくことが必要となります。

### 1 農業者の役割

市民の健康で快適な生活を支えるために、安全な農産物を消費者に供給するという責任を持ち、生産工程の管理に取り組み、安定的な農産物の生産を行います。

その一方で、多面的な機能を有する農地を保全し、守っていくことも求められており、そのためには、地域と一体となって安定的な経営環境の構築に取り組んでいく必要があります。

### 2 農業団体の役割

生産者の効率的な生産体制を構築するために、生産者の意見の把握に努め、様々な生産者の立場に応じた営農支援を行政と連携して実施していきます。

また、地元農産物の消費拡大に向け、実需者や消費者のニーズを踏まえ、市場規模に応じた生産体制の強化や営農指導を行っていきます。

### 3 事業者の役割

農産物を安全に消費者に届けるとともに、技術等を利用した様々な加工品の製作など、新たな付加価値を創出します。

また、地元農産物等の情報を積極的に発信し、消費の拡大につなげます。

### 4 消費者の役割

消費者は、農業・農村環境を守っていく一員であるとの考えを持ち、農業に関心を持って、地元農産物を積極的に消費する役割を担うとともに、農村環境の保全活動を支援するなど、積極的に農業との交流を図ることが重要です。

### 5 行政の役割

生産者や農業団体、事業者、消費者など、全ての主体が農業に積極的に関わっていくことができるように調整を図りながら、支援していくことが必要です。

また、国、県等との連携を密にし、政策の変化等にも柔軟に対応しつつ、本計画における施策を実施していきます。

## 資料編

---

- 資料-1：普通寺市農業基本対策審議会設置条例・・・・・・・・・・・・ 55
- 資料-2：普通寺市自治基本条例（住民参加の箇所を抜粋）・・・・・・・・ 57
- 資料-3：第3次普通寺市農業・農村基本計画策定までの経緯・・・・・・・・ 63
- 資料-4：普通寺市農業基本対策審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 64

■資料-1

○善通寺市農業基本対策審議会設置条例

昭和37年10月3日条例第28号

改正

昭和38年6月22日条例第15号

平成2年10月6日条例第22号

平成12年3月31日条例第22号

平成14年6月28日条例第18号

平成24年3月16日条例第5号

平成26年6月24日条例第28号

平成26年12月16日条例第41号

(設置)

第1条 本市農業の基本対策に関する重要事項を審議するため、善通寺市農業基本対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の事項を審議する。

- (1) 農業所得に関する事項
- (2) 農業生産対策に関する事項
- (3) 農業構造対策に関する事項
- (4) その他農業基本対策に関する必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市農業委員会委員
- (2) 本市の区域を包括する農業団体の役職員
- (3) 学識経験者

3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第1号及び第2号に規定する委員がその身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長、副会長を置き委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に専門の事項を調査及び審議するため8人以内の専門委員を置く。

2 専門委員は、農業について学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(部会)

第8条 審議会にその専門の事項を審議するため、次の部会を置く。

- (1) 農業所得対策部会
- (2) 農業生産対策部会
- (3) 農業構造対策部会

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、互選する。

4 部会長は、部会を招集し、その会議の議長となる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、産業振興部農林課において処理するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年6月22日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 (平成2年10月6日条例第22号)

この条例は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、(中略)第16条中善通寺市農業基本対策審議会設置条例第3条第1項の改正規定及び第7条第1項の改正規定(中略)は、それぞれ現に委員である者の当該任期満了日後から施行する。

附 則 (平成14年6月28日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月16日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月16日条例第41号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## ■資料-2

### ○普通寺市自治基本条例

平成17年3月23日条例第15号

改正

平成17年12月13日条例第25号

平成19年3月26日条例第7号

#### 普通寺市自治基本条例

#### 目次

##### 前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市民（第4条—第6条）
- 第3章 行政（第7条—第13条）
- 第4章 市議会（第14条—第16条）
- 第5章 情報共有（第17条—第19条）
- 第6章 市民参画（第20条—第22条）
- 第7章 住民投票（第23条）
- 第8章 委員会（第24条）
- 第9章 位置付け（第25条）
- 第10章 見直し（第26条）
- 第11章 委任（第27条）

##### 附則

##### （前文）

自然豊かな五岳の山々に囲まれ、温暖でのどかな風土に恵まれたわがまち普通寺は、偉大なる高僧弘法大師空海の誕生地として名高い歴史と伝統が息づくまちです。

このやすらぎと文化の香りに満ちた普通寺は、わたしたち市民自身が自ら守り、そして築きあげていくべきものです。わたしたちは、誰もが安心して安全に暮らせるまちをつくるため、主役となり、責任を持ってまちづくりに取り組まなければなりません。

地方分権時代を迎えた今こそ、市民主権という地方自治の原点に立ち返り、平等に情報を持ち合い、市政に参画することができる仕組みを設けることが必要です。市民、市、市議会はともに力を合わせて明日の普通寺を創造し、この仕組みを次世代に引き継いでいくこととします。

この条例は、普通寺市における自治の基本的な原則と、基幹的な制度を明らかにし、協働による自治を実現し、育み、発展させていくためのものです。ここに、すべての市民、市長、市議会議員、市の職員に遵守されるべき最高規範として、普通寺市自治基本条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、市及び市議会の役割や責務、情報共有、市民参画の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨を実現し、市民の公共の福祉増進を目的とした意思（以下「市民の意思」という。）が活かされた、普通寺らしい独自性と魅力のある地域社会の創造を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、働き、学ぶ者等生活の関りを有するすべての者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。
- (2) 市 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

- (3) まちづくり 市民の生活の質の向上のため、市民自身が地域課題を発見し、又はその解決を図ることをいう。
- (4) 市政 市の行政及び市議会の活動の総体をいう。
- (5) 自治 まちづくり及び市政により構成される住民自治、団体自治の総体をいう。  
(基本原則)

第3条 市民、市及び市議会は、次に掲げる事項を自治の基本原則として定め、市民のまちづくりの実践により培われた知恵と活力が自治に活かされるよう努めなければならない。

- (1) 市民、市及び市議会が自治に関する情報を共有すること。
- (2) 市民のまちづくりへの参画を促進すること。
- (3) 市民の市政への参画を保障し推進すること。
- (4) 市民、市及び市議会それぞれが果たすべき役割を自覚し、相互に協力し合うこと(以下「協働」という。)により自治を進めること。

## 第2章 市民

### (市民の権利)

第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

- 2 未成年者は、その年齢に応じた市政に参画する権利を有する。
- 3 市民は、互いに対等な立場で前2項に規定する権利を行使することができる。
- 4 市民は、自主性及び自立性が尊重されるとともに、市政への参画又は不参画を理由として不利益な扱いを受けない。

### (市民の義務)

第5条 市民は、住みよいまち善通寺を自ら創造するため、互いに尊重し合うとともに、協働による自治の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、主権者として自らの行動及び発言に責任を持ち、前条に規定する権利の行使に当たっては、これを濫用してはならない。

### (地域共同体)

第6条 市民は、居住地域を基礎とした多様な人と人とのつながり及び福祉、環境、教育等のまちづくりに関する課題を基礎として形成される人と人とのつながりである地域共同体(コミュニティ)を守り育てるよう努めるものとする。

- 2 地域共同体(コミュニティ)は、次に掲げる活動に自主的かつ主体的に取り組むことにより、まちづくりの担い手となるよう努めるものとする。
  - (1) 市民の自発的なまちづくりの促進及び啓発に関する活動
  - (2) 防災、防火、交通安全等の地域安全に関する活動
  - (3) 道路、河川の清掃等の環境保全に関する活動
  - (4) 保健、医療又は福祉の増進に関する活動
  - (5) 社会教育の推進に関する活動
  - (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興に関する活動
  - (7) その他まちづくりに有効であると認められる活動

## 第3章 行政

### (市の責務)

第7条 市は、自主的かつ主体的な市民のまちづくり並びに地域共同体(コミュニティ)の活動の重要性及び必要性を提唱し、周知することにより、市民によるまちづくりを促進するよう努めるとともに、その活動を尊重しなければならない。

- 2 市は、市民に対し市の行政に関する事項を分かりやすく説明する責務を果たさなければならない。
- 3 市は、市民の意思を市の行政に反映することを目的として、市民参画に関する制度を設けなければならない。
- 4 市は、市民の市政への参画を推進するため、市の行政について、市民の興味を喚起しなければならない。

(市長の権限及び責務)

第8条 市長は、善通寺市を代表し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調整等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。

2 市長は、その補助機関たる職員を適切に指揮監督するとともに、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信託に応えなければならない。

3 市長は、第3条に規定する自治の基本原則にのっとり、市の行政を推進し、もって自らの政治責任を果たさなければならない。

(特別職等の宣誓)

第9条 市長、副市長及び教育長は、就任に当たって、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の充実及びこの条例の目的の実現のために職務を遂行する旨を宣誓しなければならない。

(市の組織及び職員の責務)

第10条 市の組織は、迅速で柔軟かつ組織横断的な運営を行うことを目的として、常に見直されなければならない。

2 市の職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、効率的な職務遂行に努めなければならない。

3 市の職員は、市民の意思及び善通寺市における課題を常に把握するとともに、法務及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

(財政運営)

第11条 市は、最小の経費で最大の効果を挙げるため、徹底した経費節減に取り組むことにより健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担わなければならない。

2 市長は、法及び条例で定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を市民に公表しなければならない。

(自治立法)

第12条 市は、市民の意思に基づく市の行政を実現するため、自主的な条例、規則等の制定（以下「自治立法」という。）を積極的に行うよう努めなければならない。

2 市長は、総合的な自治立法を行うため、福祉、環境、教育等の各行政分野における基本条例の制定に努めなければならない。

(基本構想)

第13条 市は、法の定めるところにより、市議会の議決を経て基本構想を定め、その実現を図るため計画を策定し、これに即して市の行政を運営しなければならない。

2 市は、この条例の趣旨に基づき、前項に定める基本構想、計画を策定しなければならない。

3 市長は、計画に基づく事務事業（以下「事務事業」という。）の進行状況について管理し、市民に公表しなければならない。

#### 第4章 市議会

(市議会の権限及び責務)

第14条 市議会は、市の行政を監視し、牽制するものであって、法の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに市に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。

2 市議会は、審議能力の向上に努めるとともに、市民に市議会に関する事項を分かりやすく説明する責務を果たさなければならない。

3 市議会は、市民の市政に対する関心と参画意欲を高めるため、次に掲げる事項に取り組むことにより、市民参画を推進し、情報の共有化を図らなければならない。

(1) 法に定める公聴会制度、参考人制度の活用に関すること。

(2) 第18条に規定する情報共有の制度に関すること。

- (3) 会議開催日時を検討する等、市民の傍聴を容易にすること。
- (4) その他市民参画の推進及び情報の共有化に必要であると認められること。

(市議会議員の責務)

第15条 市議会議員は、市民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、良心と責任を持ち、地方自治の健全な発展に努めなければならない。

- 2 市議会議員は、市民との対話に心がけ、市民の意思の把握に努めるとともに、自らの議員活動に真摯に取り組むことにより、市民の信託に応えなければならない。
- 3 市議会議員は、第3条に規定する自治の基本原則にのっとり、市議会の活動を推進し、もって自らの政治責任を果たさなければならない。

(会議公開の原則)

第16条 市議会は、会議を公開することにより、公正な討議を実現するよう努めなければならない。

- 2 会議は、前項の規定にかかわらず、個人情報保護のため等相当の理由があるときは、法又は条例で定めるところにより秘密会とすることができる。

#### 第5章 情報共有

(市政情報の公開及び提供)

第17条 市及び市議会は、条例で定めるところにより、市民の請求に応じ、保有する公文書を開示するとともに、積極的に市政に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(情報共有)

第18条 市及び市議会は、次に掲げる制度を設けることにより、自治に関する情報の共有化を図り、市民との交流を深めるよう努めなければならない。

- (1) 市政に関する情報を提供、説明又は周知する制度
- (2) 市民からのまちづくりに関する情報又は市政についての提案を収受する制度

(個人情報の保護)

第19条 市及び市議会は、条例で定めるところにより、市政に関する情報の提供その他市政の運営に当たって、個人情報を保護しなければならない。

#### 第6章 市民参画

(重要な計画等への参画)

第20条 市は、重要な計画の策定若しくは変更又は条例等の制定若しくは改廃をしようとするときは、市民が自らの意思で参画できる方法(以下「市民参画の手続」という。)により意見を求めなければならない。

- 2 市民参画の手続の対象となる計画又は条例等は、次に掲げるものとする。
  - (1) 市の行政に関する基本的な計画のうち、規則で定める計画を除く計画
  - (2) 広く市民に義務を課し、又は権利を制限する条例のうち、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例(法定外目的税等の税を新たに新設する場合を除く。)並びに規則で定める条例を除く条例
  - (3) 市民に直接かつ重大な影響を与える規則、規程等
- 3 前項に規定するもののほか、策定若しくは変更しようとする計画又は制定若しくは改廃しようとする条例等の目的により、市民参画の手続を実施することが適当なものについては、その実施に努めるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、迅速性若しくは緊急性を要するもの又はその変更が軽微なものについては、市民参画の手続を省略することができる。

(市民参画の手続)

第21条 市民参画の手続は、次の各号に掲げるもののうち、対象となる計画又は条例等に応じて、市が適切であると認めたいずれかの方法によるものとする。ただし、重複して実施することを妨げない。

- (1) 意見提出手続(パブリックコメント)
- (2) アンケート又は参加型検討会(ワークショップ)



- (3) 審議会その他の附属機関の委員の公募
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市が有効であると認めた方法  
(その他の市民参画)

第22条 市は、事務事業の実施又は評価に関する業務のうち、市民が携わることが可能であると認められるものについては、市民の参画を図るよう努めなければならない。

- 2 市長は、毎会計年度の当初予算を編成しようとするときは、予算編成方針を公表し、市民の意見を徴することにより市民参画の機会を設けるよう努めなければならない。

#### 第7章 住民投票

(住民投票)

第23条 市長は、市政に関する重要事項について、市民の意見を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする。
- 3 市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、前項に規定する条例の制定を請求することができる。
- 4 市議会議員は、市民の意見を直接問う必要があると認めるときは、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、第2項に規定する条例の制定を発議することができる。
- 5 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 6 市長は、投票後、住民投票の対象となった事案について、市民及び市議会と意見を交換する場を設けなければならない。
- 7 前項の意見を交換する場は、公開とする。

#### 第8章 委員会

(普通寺市住民自治推進委員会)

第24条 市民参画の適正かつ円滑な推進及び住民自治の充実を図ることを目的として、普通寺市住民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市民は、市民参画の手続に関して、委員会に意見を提出することができる。
- 3 委員会の任務は、次に掲げるものとする。
  - (1) この条例の目的を達成するために必要と認める事項及び前項に規定する意見について、独自に調査、審議し、市長に意見を述べること。
  - (2) 市長の諮問に応じ、第20条から第22条までに規定する市民参画、前条に規定する住民投票その他住民自治の充実に関することについて審議し、答申すること。
- 4 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。ただし、第2号に掲げる委員の数が、委員総数の2分の1を下回ってはならない。
  - (1) 地方自治に関して優れた識見を有する者
  - (2) 公募による市民
- 5 公募により委嘱された委員が欠けた場合において、補欠委員を委嘱する必要があるときは、公募によらず委嘱することができる。
- 6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### 第9章 位置付け

(位置付け)

第25条 この条例は、自治の基本的事項について普通寺市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

#### 第10章 見直し

(見直し)

第26条 市及び市議会は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が善通寺市にふさわしいものであるかどうかを検討しなければならない。

#### 第11章 委任

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月13日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月19日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定並びに第5条中善通寺市長及び助役の給与及び旅費に関する条例第3条から第6条までの改正規定並びに第7条の規定は、公布の日から施行する。

■資料-3

○第3次善通寺市農業・農村基本計画策定までの経緯

年 月 日	会 議 等
平成 26 年 8 月 4 日 ～8 月 22 日	第 3 次善通寺市農業基本計画アンケート調査実施期間
平成 26 年 11 月 19 日	地元懇談会（吉田地区）
平成 26 年 11 月 21 日	地元懇談会（麻野地区）
平成 26 年 11 月 28 日	地元懇談会（筆岡地区）
平成 26 年 12 月 1 日	地元懇談会（与北地区）
平成 26 年 12 月 2 日	地元懇談会（上郷地区）
平成 26 年 12 月 3 日	地元懇談会（龍川地区）
平成 26 年 12 月 5 日	地元懇談会（吉原地区）
平成 27 年 5 月 28 日	第 1 回農業基本対策審議会
平成 27 年 7 月 15 日	第 2 回農業基本対策審議会
平成 27 年 8 月 27 日	第 3 回農業基本対策審議会
平成 27 年 11 月 28 日 ～平成 27 年 12 月 27 日	パブリックコメントの募集
平成 28 年 2 月 9 日	第 4 回農業基本対策審議会

■資料-4

○善通寺市農業基本対策審議会委員名簿

	氏 名	備 考
会 長	近藤 隆	農協役員
副会長	塩田 武志	学識経験者
委 員	立石 泰夫	農業委員会会長
委 員	三原 正子	農業委員会委員
委 員	氏家 正徳	学識経験者
委 員	山尾 照行	学識経験者
委 員	島田 満冲	学識経験者
委 員	安藤 映二	学識経験者

注：任期は、平成26年11月1日～平成28年10月31日

**第3次善通寺市農業・農村基本計画**

平成28年3月

善通寺市産業振興部農林課

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

【TEL】 0877-63-6316（直通）

【FAX】 0877-63-6356

【E-mail】 [norin@city.zentsuji.kagawa.jp](mailto:norin@city.zentsuji.kagawa.jp)